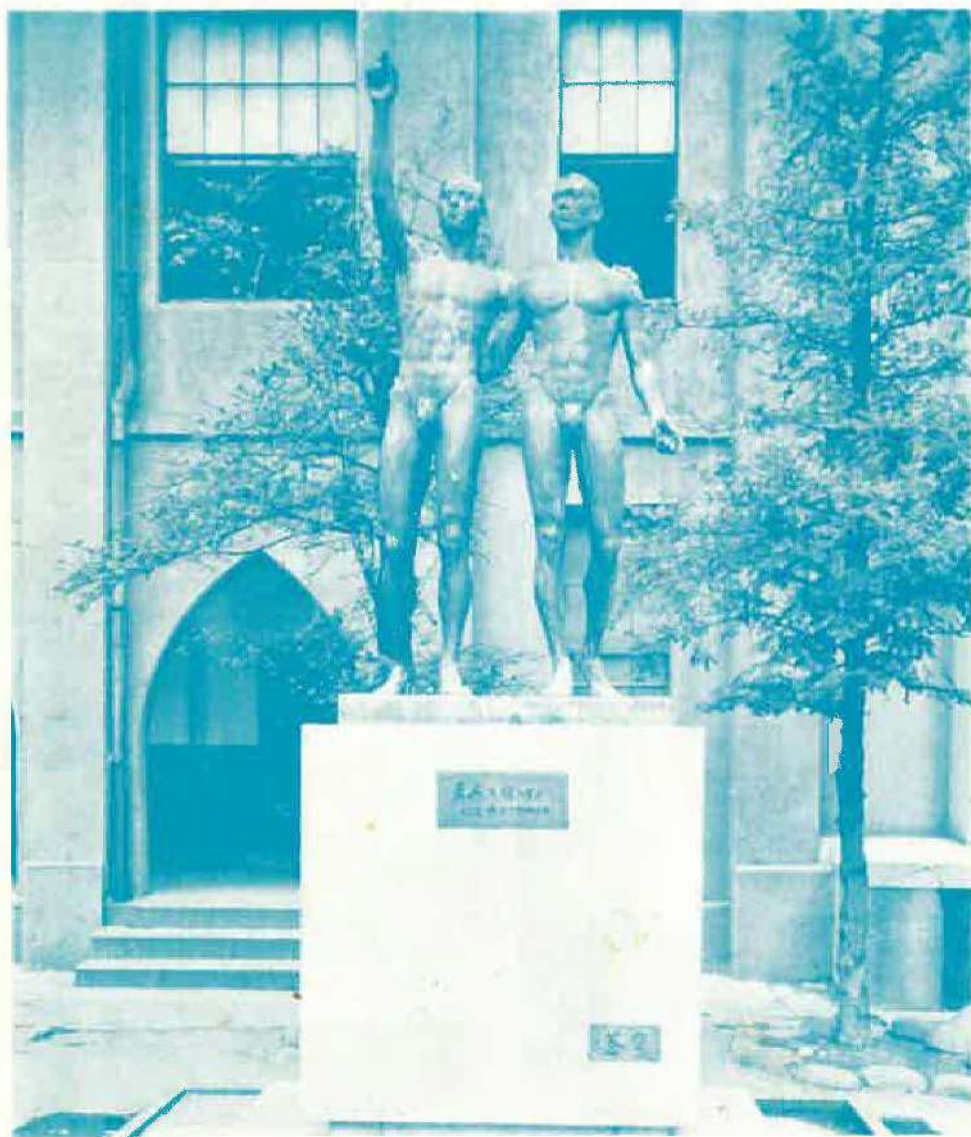


中大法曹

創刊号



1971. 5. 25. VOL. 1

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等中央

中央の名よ誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

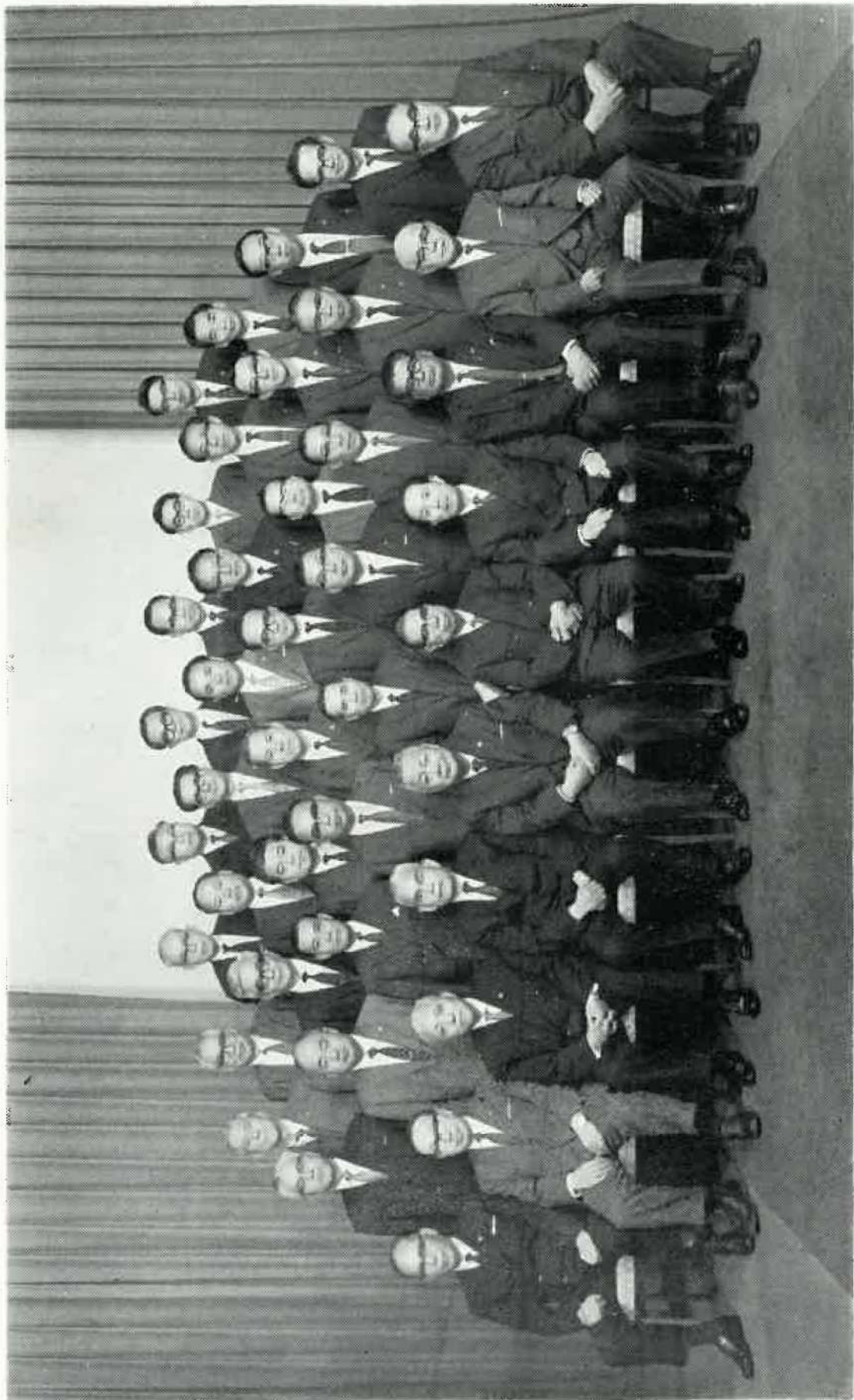
さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いざ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



中大法曹會幹事會

中大法曹 創刊号目次

■表紙題字 石田寅雄
 ■表紙写真 中大青年像

卷頭言	石田寅雄	1
「中大法曹」の発刊にあたって	金子文六	5
祝	嶋崎昌	6
祝	谷村唯郎	7
中央大学法曹会創立の思い出	岡弁良	8
学員会本部から見た中大法曹会	荻山虎雄	10
中大紛争について	小池金市	14
裁判官部会の現状と課題	八島三郎	17
弁護人が被告人を死刑に	鈴木近治	19
座談会 中大法曹会の歴史と展望		22
法曹一元雑感	福山忠義	48
大学問題特別委員会報告	堂野達也	50
学校法人中央大学基本規定改正に関する検討事項並びに理由		55
昭和四五年度中央大学法曹会顧問役員名簿等		57
中央大学法曹会会則・規程等		61
編集後記		67

巻頭言



中央大学法曹会幹事長 石田 寅雄

一 伝統と功績に輝く中大法曹会の幹事長に就任以来二年間、執行部及び会員各位のご支援、ご協力により、大過なくその職責を果し得たことを、衷心より感謝するものである。

二 本会は、中央大学学員である在京の法曹を以て組織され、創立以来約一八年、その間会員各位の協力のもとに歴代幹事長をはじめ、役員各位のご尽力により、母校中央大学に多数の評議員、幹事、協議員の外、理事長、理事、監事、学員会正副会長、評議員会正副議長をおくって、同大学の興隆に寄与してきたことは顕著な事実で、現在会員数は約一、七〇〇余名である。

三 本会は昭和四四年五月、われわれ執行部が選任された総会において、新時代に相應する会則改正、及び当時紛争中の母校の正常化と大学自治の確立のための調査、研究、対策のため「大学問題特別委員会」の設置が承認されたの

で、同新会則により倍増された幹事に新進気鋭の会員を起用し、中大役員候補者も、幹事会の詮衡により新人を加えて推薦、右特別委員会（委員長堂野達也、小委員長柴沢忠幸）も同年七月以来二〇回に亘り開催され、中大から理事長、学長、法学部長、学員会副会長、事務局各位を順次招請して、講演や質疑等により、大学の現状、実態についての認識を深め、更に中大基本規定の改正案を検討の結果、これが結論を得て昨年十一月幹事会の承認を得た上、中大の基本規定検討委員会の諮問に応じ、権威ある改正意見を答申し得たことは同慶にたえない。これも右各委員長は勿論、本会の赤坂、松井各副幹事長、繩稚事務局長、本間、亀井、中津各担当の方々をはじめ、委員各位のご努力の成果として敬意を表するものである。

四

過去八〇有余年の伝統を誇るわが母校中大も、昭和四二年以来各大学同様に学園紛争を重ねたが、昭和四四年八月に至り、臨時大学措置法の施行に伴い、始めて機動隊の導入もあったが、金子理事長、嶋崎学長はじめ、現理事、教職員各位の英断と尽力によって授業が再開されて今日に至ったことは誠に同慶至極で、右関係各位に敬意を表するものである。

五

ただ残念なのは、昭和四三年五月の評議員会において、基本規定第三四条に基づき設置された同会常置委員会が、評議員会の権限に属する予算、決算の審議に関し、熱心に検討の結果、学生会館の前年度決算について、同館運営委員会規則により公認会計士の監査を経て公開すべきにもかかわらず、履行せず、かつ監事の帳簿閲覧すら許さないもので、同年度運営予算七〇〇万円を予備費に繰り入れ、必要に応じて支出することが妥当の旨決議し、他の不正事実と共に評議員会議長に報告したところが、同常置委員会の存在が学生ストの原因なりとして遂にこれを解消したことである。具眼者の予想通りストは止まず、その後機動隊の導入等により代々木の学生寮と共に学生会館を閉鎖して今日

に至ったことは、われわれの遺憾とするところである。

六

われわれはこの際、中央大学が他の大学同様一応の平静をとり戻したとはいえ、右学園紛争の原因が那邊にあったかを深く検討を要するものと信ずる。

当時学生の集団暴力は世界的な傾向でもあり、一部思想的活動家等の煽動によるばかりでなく、大学のあり方そのものにもあったことは勿論である。即ち従来のマスプロ教育、学校生活に対する欲求不満、研究と教育における責任体制の欠如等、原因は深く反省を要するもの多々あるのである。

七

大学当局も十分研究されていることと思うが、大学の基本規定は昭和四四年一月評議員会で承認された「基本規定改正に関する検討委員会規則」により、同委員会で各評議員の意見を参考に目下検討中のようであるが、本会その他の各答申要綱を重視され、可及的速かに成案を得られることを期待するものである。

八

われわれは母校が速かに正常に復し、本大学創立以来先輩、教職員各位の尽力により培われた質実剛健の校風と堅実な基礎の上に、情報化社会の進展、価値観の転換、人間性の回復等新時代の要求に対応する自主性豊かな民主的近代化大学に脱皮することを念願し、これが実現に積極的に協力することを誓うものである。

九

更に、昨年五月評議員会で承認された「中央大学九十周年記念事業委員会規約」による寄附について、今後会員各位の理解あるご協力を期待するものである。

尚、本会の新会則の目的に附加された「司法の発展に寄与」について、昭和三九年に法務省が司法試験法改正案を国会に提出すべく自民党の法務部会に提案した際、各大学当局に呼びかけ、本中大法曹会が中心となって各大学出身の代表的有力法曹を糾合し、反対運動を展開してこれを粉碎したことを想起するのであるが、今後同様の問題は勿論、昨年五月に公布された「日本私学振興財団法」による国庫補助金についても、評議員会等で問題となっていないが、中大は一億五千万円の少額に過ぎない。今後大学運営上、また財政確立上重要な問題で、これが増額（少くとも公立小、中学校同様に教職員支給額の五割）について、本会は各大学の法曹会等に呼びかけ、猛運動を為す要あるものと信ずる。

本誌創刊にあたり、奉仕を煩わした執筆者の方々並びに山本編集委員長はじめ、担当の委員各位、事務当局に感謝の意を表する次第である。

(四六・五・六記)



「中大法曹」の発刊にあたって

中央大学理事長 金子文六

中央大学は明治一八年すなわち西暦一八八五年に英吉利法律学校として創立せられ、その当時は法律学のみ専門の学校であったが、現在は法・経・商・理工・文の五学部が備わり、また修士課程、博士課程の大学院も設けられ、内外に高く評価せられた総合大学である。わけでも、世間一般には、中央大学のことを「法科の中央大学」と呼ぶほど、法科はとくに有名であるが、それは、内容が充実しているばかりでなく、難事中の難事とされている司法試験の合格者が、年々全国第一位で、エリート中のエリートが集まっているといわれている二位の東京大学よりも、はるかに多数に及んでおり、したがって、わが国法曹人のうち最も多くが中大出身者であることに基づくものである。いづれにしても、中大出身者が、全国各地で法曹人として活躍し、法と正義の高揚につとめ、わが国司法のために貢献しているところは実に大きいものがあるのである。

いまここに「中大法曹」を発刊せられることとなられたについては、こうした背景があるからであって、これにより横の連絡を密にし一層の発展を意図したからであろうと思われる。世はまさに情報化時代であるし、まことに時宜に適した企てであるというべきである。心から発刊を祝いご発展を祈ってやまない。



祝 辞

中央大学学長 嶋崎 昌

このたび貴会において会報を発刊されることになりましたことは、誠におめでたく心よりお祝い申し上げます。申すまでもなく、中央大学は英吉利法律学校として創立され、その後総合大学として発展して八十有余年の歴史を

経たのでありますが、法律の殿堂としての伝統は今日の法学部に脈々として受けつがれ、わが国の法曹界に幾多の優れた人材を輩出し、わが国の発展に大きく寄与して参りましたことは人も知るところであります。こうした輝かしい伝統を受けつがれる「中大法科」ご出身の各位によって昭和二八年に結成されました中大法曹会は星霜を閲することすでに一八年、今や会員は二千名を数え、隆盛の一途を辿りつつありますとき、会報が発刊されますことは、誠に時宜をえたことと存じます。今後、会報は会員各位のコミュニケーションの場となり、会務はより組織的に処理され、会員のご結束をより固からしめるものと拝察致します。

学会会中の白眉たる貴会がこれまで母校中央大学に寄せられましたご高配には深甚の謝意を表するものであります。が、会報発刊を機として貴会が益々充実されようとするときに当り、母校の向上発展のため今後一層のご支援ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。



祝 辞

中央大学
学生会々長

谷 村 唯 一 郎

このたび中央大学法曹会が会報を発行することになりましたことは大変結構な企てであり心から祝意を表する次第であります。中央大学法曹会は、中大出身裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の結集された団体で昭和二六年に創立され二千名に近い多数の会員を擁し、爾来二〇年の歳月を重ねこの間常に会員相互の親睦を図ると共に、わが国司法の改善発達に努め中大法曹の社会的地位を高揚して来られたことは世人の等しく認めるところであります。また一面中大法曹会は中央大学々員会の有力なる支部として学会会の中核的存在であり、常に学会会の発展と母校の興隆に尽力されておられることは、私の衷心敬意を表し感謝申し上げます。

右のように多くの活動を行っておられる中大法曹会がこのたび会報を発刊せられ、この紙上に会員各位が司法の改善に関する意見や論文或は随想などを発表され更に母校や学会会に対する要望や建設的な意見を寄せて頂けば自他共に得るところが極めて大であると信ずるものであります。それゆえかような有益な企画が実現しましたことは甚だ機宜を得たものでありご同慶に存する次第であります。

以上所感の一端を述べて会報発刊の祝辞といたします。



中央大学法曹会創立の思い出

岡 弁 良

中央大学の法曹会の創立は昭和二六年頃と思う。私が東京弁護士会の会長になったのが二七年四月であるからその直前のことであると思うのである。中央大学はまだ母校出身者が学長になれず林頼三郎氏が漸く学長になり更に理事長になった頃である。

当時東京弁護士会内には東京大学出身者の会、明治大学出身者の会、日本大学出身者の会、早稲田大学出身者の会などがあってそれぞれ相当有力な団体であった。

私は中央大学の出身者も一致結束していなければ力が弱くて対等の行動が出来ないと痛感したので同志を集めることにした。参画されたのは東京弁護士会では山本政喜、清水繁一、馬越旺輔、竜前茂三郎、犀川久平等の諸君で、第一では大山菊治、斎藤素雄、橋本三郎の諸君、第二では磯部常治、石井一郎等の諸君であった、裁判官では兼平慶之助、坂井改造、小川泉、下関忠義等の裁判官、検察官では田中万一、山本清二郎、吉川正次、河井信太郎の諸君であった。

大学に行って林さんに相談したところ、大いに賛意を表され自ら会員になることを承諾したのは勿論総会にも出席

されて挨拶を述べられた。会は簡単な規約を作り数人の幹事制で運営することにした。同二八年学員会支部となり、私は選ばれて幹事に就任した。会員数も案外多く有力な会員が多かったので他の法曹団体に比べて極めて有力な団体となった。学校でも喜び迎えて始業式にも卒業式にも数人が代表として招待されていた。

たまたま大学には本館四階の改修に関する問題が起り、一層法曹会の力を借りるようになった。

私は昭和二四年には東京弁護士会の常議員会議長に選任せられ、昭和二七年には東京弁護士会の会長に選任せられていたので何かと学校からも重要視されるに至り林さんのよき相談相手をするようになった。

当時の中央大学評議員会では、学校側から阿部文二郎氏が代表して発言し、他の団体では法曹会の幹事が代表して発言して大体のことは決定していたが、学校内部は勿論学員の中でも誰れ一人異論を唱える者はなかった。当時学員の中には財界関係の人や政治家もおられたし東京大学の教授連中もおられ又新聞関係の人数も相当あった。

私は又昭和二九年五月には中央大学学員会の副会長に選任せられ又、昭和三七年四月には中央大学の理事に就任したのであるが、そのとき佐藤博君を学員会長に推薦し、谷村唯一郎君を常議員会議長に推薦した、三根谷実蔵君の理事と河和金作君の理事は同君等が林学長と特別縁故があったに基づくもので法曹会の推薦ではなかった。

昭和三三年迄私は法曹会の幹事を勤めていたが昭和三四年に至り幹事を大山菊治君に譲り、昭和三六年には大山君から柴田武君に、昭和三八年には竜前茂三郎君に、昭和三九年には山本政喜君に、昭和四〇年には富田喜作君に、昭和四二年には近藤航一郎君に、近藤君病気のため昭和四二年に今井忠男君に、昭和四四年には石田寅雄君が幹事に就任して現在に及んでいる。

何と言っても中央大学は法科で有名校となりその出身者は法曹界で重きを為している人が多い。最近財界にも政界にも有力の人材を出しているが、数においては法曹界に有力の人が圧倒的に多いのは伝統的な趨勢である。法曹会の発展を祈る次第である。



学員会本部から見た中大法曹会

— 創立から現在まで —

荻山虎雄

中大法曹会の発足

中央大学学員会の創立は、母校の前身英吉利法律学校が第一回の卒業生を出した明治一九年に始まり、同校校友会として誕生している。明治二二年母校が東京法学院と改称され、校友会も院友会と改名したが、更らに明治三八年母校が中央大学となったので、院友会は学員会となり今回に及んでいる。この間学員会は母校発展のため多大の後援をしているのであるが、太平洋戦中戦後を通じてはその活動は休止されていた模様で、昭和二六年になりようやく学員総会を開催して新たに規約を制定、役員を選任して再建の途を踏み出したのである。

これに呼応して在京の白門出身法曹の間に、中大法曹会設立の機運が盛り上り、同年中央大学法曹会を設立した。当時の構想は会員を在京法曹と限定しなかったし、又会員相互の親睦が主で、幹事長も置かなかった。創立当初の規約と幹事を掲げると次のとおりである。

中央大学法曹会規約

第一条 本会は中央大学法曹会と称し中央大学学員である法曹を以て組織する。

第二条 本会は中央大学内に本部を置き適当な地に支部を置く。

第三条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の興隆に寄与することを目的とする。

第四条 本会に幹事若干名を置き常務を執る。(幹事の任期は一年とする)

第五条 本会は隔月に常会を開き、必要に応じて臨時会を開く。

第六条 本会の経費は会費及び寄附金による。会費は年額百円とする。

幹事(設立時)

東 弁 春田定雄 堀場直一 時田 至 竜前茂三郎 岡弁 良 荻山虎雄 鍛治利一

山本政喜 寺沢音一 佐藤秀直 清水繁一 広田晋一

一 弁 井出甲子太郎 大谷彰一 大山菊治 大塚喜一郎 松本 慧 阿比留兼吉

二 弁 磯部常治 竹上半三郎 長田喜一 柴田 武 森 良作 鈴木清二

裁判所 兼平慶之助 鈴木忠吾 渡辺辰吉 堀内 節

検察庁 田中政義 田中万一 山本政二郎 中込陞尚

学生会支部となる

学生会再建後、昭和二六・二七両年は高窪喜八郎氏が会長、二八年からは林頼三郎氏が会長に就任せられ、又副会長に法曹会から大谷彰一氏(二六) 大山菊治氏(二七) 岡弁良氏(二八―三三) が選出され、学生会首脳部は法曹会員で構成されていた。ところで学生会は会員相互の親睦をはかり、常に学員の健全なる与論を結集して中央大学の興隆に寄与することを目的としており、本部を大学内に置き支部を設けることができることになっている。この支部の設置については当初各都道府県に一支部を置く建て前であったが、学員の数が増加するに従い、かかる地域的支部の他に、各分野において学員同士のグループが団体を組織し、実質的支部活動を行ってきたのである。その代表的存在

が中大法曹会と実業界の組織である南甲倶楽部である。

昭和二八年になると母校では近く迎えんとする創立七〇周年を記念して委員会を設置、記念事業遂行のために募金運動を初めることになった。この企画に重大関心を持った中大法曹会では、ひんばんに会合するうちに大学との繋がりが多くなり、学会の体質改善を唱えると共に、法曹会をして学会支部承認要求へと発展していったのである。かくして同年一二月一四日中央法曹会は總會を開いて規約を改正し、法曹会が学会の支部であることを宣言し、構成員を在京法曹と定め（全国的の組織としては支部不資格が考えられた）、新たに幹事長制を置き幹事長は併せて支部長に就任する制度とし、岡弁良氏を初代幹事長兼支部長に選任した。

右の規約改正に基づいて同月一七日旧西園寺邸で開催された学会本部幹事会に対し、中央大学法曹会を学会支部として承認せられたい旨の願書が岡支部長より提出され、同日満場一致をもって職域支部第一号として正式支部に承認されたのである。当時の記録をたどってみると中大法曹会員数四九一名、その内訳は次のとおりであった。

東京弁護士会	三一一名	第一東京弁護士会	一〇一名
第二東京弁護士会	三五名	最高裁判所	二名
東京高等裁判所	一名	東京地方裁判所	一名
東京地方裁判所（八王子支部）	一名	東京家庭裁判所	三名
東京高等検察庁	五名	東京地方検察庁	一九名
法務府	二名		

中大法曹会の現状

中大法曹会が学会支部として承認されるにいたって、学会支部設置規程が制定され、支部は原則として各都道府県に一支部をおくのであるが、この規程にかかわらず職域その他特殊事情に応じ支部をおくことができるとしてい

る。この支部設置規程により従前の地域支部以外に東京都庁支部、南甲倶楽部支部等が統々承認され、現在は地域職域その他の支部を併せて九九支部（四六・四・一）が存在して、それぞれの方面に白門の進出をはかっている。

學員總數二〇万を越える今日、前記九九支部中には會員万を数えるものもあり得るのであるが、なかには設置規程規準内規による學員數一〇〇名を僅かに越す程度のものもあり得る。又九九支部中定時に總會その他の會合を持たない名目的な支部もなきにしもあらずである。従つてそれらの非活動的支部に対し學員會本部としては、協力体制を慫慂し、督促しているのであるが、又なかには極めて活潑な活動を行い、常に本部に助言連絡し、文字どおり母校の發展に寄与貢獻してくれているものもある。そのうちでわが中大法曹會は、支部として本部に対する貢獻力も協力度も正に一・二に位する。

現在中大法曹會の會員數は名簿編纂中の由で定かでないが、四一年版會員名簿によると東弁七七〇名、一弁二四二名、二弁一九八名、裁判所七六名、檢察庁一一一名、計一三九七名であり、現在は二千名近い會員になっていると思われるし、更らに更らに増員發展の途を辿るであろう。もともと法科の中大で通つてきた伝統から、大學運営の表面にも、教學の面にも多くの法曹會員が參画しているし、大學裏方に當る學員會の目的達成——それは母校の發展に寄与することに歸着するのであるが——に示した足跡は大きいといえる。現に學員會本部としては母校と法曹會の顧問である谷村唯一郎長老を會長に、同じ法曹會員である塚本重頼氏と私が副會長として本部運営に當つていたのである、中大法曹會に支援を期待すること多大である。

茲に、岡弁良初代幹事長から石田寅雄現幹事長にいたる八代の幹事長並びに幹事諸氏のなみなならぬ努力に敬意を表し、今後一層本部に協力を続けられ、白門發展に精勵されるよう切に願つて止まない。



中大紛争について

中大教学担当理事 小池 金市

昭和四三年一二月一四日常置委問題に端を發し、翌年八月一〇日まで全学封鎖休講を続けること八ヶ月に及んだ先般の中大紛争は、前回の学費値上反対ストとは比較にならないほど大学対学生、教員対学生の間で深刻な争いが繰返された。

学生が全中斗という組織体を作り、当初掲げたストのスローガンは、常置委粉碎、総長選出実力阻止、学館費凍結解除、学館単独管理等であった。ところが、四四年一月一三日の評議員会で常置委規則の廃止が決議されてからは、学生は、常置委精神の完全粉碎を叫び、さらに前のスローガンは代々木寮の自治運営、大学経営に学生参加を加え、さらには、われわれ学生は資本主義に直結し資本家に奉仕する中大を徹底的に破壊しそれを乗り越えて暴力革命を行うと呼号し、暴力で大学の校舎内部や施設の破壊を始めるに至った。

二月一九日機動隊が入り占拠学生は逃げたので、校舎のバリケードを撤去しロックアウト立入禁止処置がとられた。学生は学館に集結し斗争の本拠としていたが、数度の捜査のうえ四月二三日の強制捜査の際、学館も閉鎖立入禁止となった。その頃から学生の目的は、常置委精神の完全粉碎、学館奪還、ロックアウト反対の斗争となった。

中大キャンパス周辺もやや静かになったので、五月六日校舎の一部の立入禁止を解除したところ、学生もぼつぼつ登校し、教室で読書したり談論したりするようになり、授業再開の希望が見え始めていた矢先、五月一日に斗争学生が一号館の大学事務室を封鎖する騒ぎがあり、再び校舎のロックアウトがされた。

五月二六日現理事者が就任し、教学側と一体となって何とか授業開始に前進すべく、六月四日再び校舎の立入禁止を解除した。そして六月一九日スト解決の希望をもって学生と大衆団交を行い、私も担当理事として出席し学生と学館開放について応酬したが、開放を拒否したため団交は決裂し、学生はその夜から再び校舎にバリケードを築いた。教学側の説明では、これは大学立法反対斗争のためのバリで一週間位ということだったが、実際はまた恒久的バリになる気配があった。

七月八日、二九日、三〇日と色々な形で学生と団交を重ね、遂に大学と教学、学生三者間で学館開放について私が起案した文書を交換し、三〇日夜学館の封鎖を解除し学生が使用し始めた。

ところが本校舎から撤退する約束の学生が出ないので、八月一日退去命令を出し大学は機動隊の出勤を要請したが、原田学長が機動隊に反対のため機動隊は来てくれず、理事側は三一日から二日まで随分苦労した。幸い、高窪学生部長、村田経済学部長等の説得で、斗争学生は全員任意に校舎から退去した。

その後、学館開放に抗議する体育連盟と四日、五日の二日間に渉る会見、全中斗との会見等で順次授業再開に進み、遂に八月一日から形式上斗争終結宣言のないまま授業再開となり、今日まで一年八ヶ月間どうか授業が続いている訳である。尚四四年八月一七日、学生が七月三〇日に交換した文書による約定に全面的に違反したので、再度学館を封鎖し、昼間部自治会も崩壊したまま再建されず今日に至っている。

この紛争では、学生等が中大を破壊し、それを乗り越えて暴力革命を行うと呼号したように破壊が多く、紛争のため余分に支出された経費と、校舎の破壊箇所の修理、机その他の什器の損害等で四三年度分約一億二百万円、四四

年度分約一億二百万円と経理担当者から報告されている。尚学館内部の破壊等の損害は未定である。

長い紛争中、四四年三月の卒業生は勿論レポートのみによる試験で済まされた。入試も校舎は使えず附属高校などで実施されたし、学年試験なども四年生は就職試験の必要から急がれたが、七月に入りレポート方式で実施された。七月一日から始まった通教夏期スクーリングも、他校の校舎を借りてやっと出来たという状態であった。理事会も連日緊迫した空気のなかで開かれ、教学側首脳部とかなり激しいやり取りもしたが、教職員も随分骨折りと苦勞が多かったことは、われわれも十分認識し理解はしていたのである。

今回の紛争は、古いもの、新しい時代に合わぬものを改め、大学をより民主的にしようという世界的な大きな流れの一こまと見れば善意に理解もできよう。中大ではそれが常置委という旧体制維持機関と見られるものが強力に動いたため、学生と一部教授とが一体となりその粉砕に乗り出したことが口火となって、意外に大きな紛争に発展してしまつたのである。

中大夜間部の中心をなす日共系、昼間部の中心だった反日共系所謂三派系など、戦術は柔軟性と暴力的と夫々異なるが、国家社会の改革を指向して前進していることは間違いないであろう。どこが改革の終点になるか、それは世界の社会組織が余りにも急激に移り変わるの、何人も予測できない。

今言えることは、現にある大学は学員、教職員、学員の子備体である学生三者が、理事会、教授会、評議員会を中心に協力し合つて、その時代に適応した大学に改めつつ大学を発展させて行くことが、お互いの幸福であるということではなからうか。



裁判官部会の現状と課題

八島三郎

法曹一元化は戦後法曹界の支配的な常識の一つとなってきた。中大出身法曹の間においても、戦前は在朝法曹の間に南甲法曹クラブという親睦団体があったのみで、在朝在野を総合した組織はなかった。戦後、法曹の常識が次第に結晶し、中大出身の在朝在野の法曹が相集まり一体化した組織として創設したのが、現在の中大法曹会である。この組織は創立以来在朝在野法曹の親睦の増進、法曹としての識見の昂揚等の面で大きな役割を果し、在朝法曹も在野法曹、特に多年民間にあって風雪に耐え達人ともいうべき域に達した大先輩の風格に直接触れることによって啓発されるのが尠なくない。そしてまた、この組織は母校中央大学が難局に直面した際には必ずといってよい程その発展のため蔭になり日向になり大きく寄与してきている。かような次第でその存在は高く評価してよいものと考えている。このたび中大法曹会では更にその使命を達成するため機関誌の発行が企画され、ここにその日を迎えることになった。まことに慶賀に堪えない。私はこの機会に裁判官部会が歩んで来た道を回顧しながら同部会が現在抱えている課題について若干考えてみたい。

裁判官部会の前身である南甲法曹クラブ時代においては、試みに昭和一〇年母校の創立五〇周年を記念して刊行さ

れた中央大学誌をひもどいてみると、裁判所関係では、林先生が大審院長として裁判官最高の地位にあられるほか、大審院判事、控訴院長各一名、地裁所長一〇名を数え、これらの先輩裁判官を頂点としてその下に多くの会員裁判官が連なり広い底辺を構成しており、中大出身法曹が裁判所で占めていたウェイトはかなりのものであったことが判る。これに対し、戦後のそれをみると、谷村先生を初めとし最高裁判官に就任された方は三名を数え、また在官者の数は必ずしも昔に劣っているとは考えられない。しかし、地・家裁所長レベルのものがかなり少なくなってきていることは否めない事実であり、まことに淋しい限りである。裁判官の本来の在り方は、国民の裁判所として良い裁判をなすことにあり、地位の如何は問うところでないとはいいながら、この点にあまり無関心であることは、中大出身裁判官の歴史の中で過去と未来を繋ぐ立場にある者として、決してあるべき姿ではあるまい。私共が先人に対し、また後人に対して背負っているこの責を果すには何をなすべきか。これは現在の重要課題の一つである。

裁判官の評価の基礎は何か。いろいろ考えられるが、国民の裁判所として国民のため良い裁判を行ない得る識見と能力、その実績並びに人に信頼される人柄等は何人も異議はあるまい。これらはいずれも個人の素質とその努力に繋がるものであり、その切磋の道は一に限らない。その一つとして、私共は同学の誼をもつ者であり、お互いに切磋琢磨し協力しあっていくことが肝要と思う。判例研究会等はその一つであり、ここでは法のみならず、法以外の分野についても広く語りあうべきではあるまいか。私大出身者にはとかく個人的な傾向がないではなく、孤立的、閉鎖的になり易いといわれている。このようなウィークポイントをなくするためにも私共は横の連絡をもっともっと密にし人間関係を深めるべきではあるまいか。東京及びその週辺の裁判所には中大出身者は多いのであるが、お互いに同学ということも知らずに長年過ごしていることも稀ではない。私共としては中大出身ということに自信と誇りをもって総べての面でおおらかに行動し、できるだけ広く交わりたいと思う。そして、お互いに地道な精進を日に新たにこれを重ね、良き中大時代の再現を図りたい。これは夢であろうか。道は険しいが、決して不可能ではない。



弁護人が被告人を死刑に

鈴木近治

わたくしが今から三十余年前検事代理として修習中に、本件強盗殺人事件の被害者が発見せられ、県警を通じて検事局に犯罪発生の第一報が入った。主任検事は予審判事に検証、死因等に関する強制処分を請求し、鑑定医師と共に現場に出張することになり、わたくし達試補もこれに加わった。現場は有名な、N湖畔に近い米作地の村通脇であった。稲穂が頭を下げ始めた田圃に横倒しの自転車の脇に被害者が仰向けになっており、その咽喉部には荒縄が二巻きせられ、結び目に二、三本の稲穂があったのが今でも強く印象に残っている。

被害者は現地の資産家の長男で既に妻子があり、青年団長として前夜会合の帰途に被害に遭遇したこと、所持金十何円かを持参していなければならぬのに小銭しか残っていなかったこと等が判った。わたくし達は既に男女二、三体の死体解剖に立会ったが、本件被害の解剖のとき程、被害者一家に同情したことはなかった。

犯人は被害者の近隣の素行不良の若者で、その翌日バスに乗っているとき逮捕せられ、間もなく身柄送検、その日の中に強盗殺人罪で予審請求せられ、わたくし達が地方裁判所の刑事部に移る頃、予審終結し地裁の公判に付せられた。

同事件は地方裁判所長を部長とする刑事部で所長自ら裁判長となって審理することに決し、それに伴い検事正自らが本件公判に立会った。同事件には私選弁護人の選任がなく、当然官選弁護人を選任する必要があった。普通の事件であれば、修習中の試補の中から選任して審理を進めることが一般的に行われていたが、裁判長は特に弁護士を官選した。

公判審理は極めて順調に進行し二回の開廷で所定の取調を終り、検事正は死刑を求めた。

この論告は、わたくし達の修習の一助としてか、極めて詳細に事実関係、情状関係等を述べ、本件は死刑に処してもなお軽いと思料する事案である旨を説明し、次で弁護人の弁論があつて、一二月上旬に結審した。

裁判所は結審後わたくし達に修習のため事実、法律関係、処断刑につき意見を述べさせた。わたくしは、同夜結婚式で上京する予定があるため、最初に発言を求められ「死刑廃止論には直ちに賛成できないが、運用面でできる限り死刑に処しないことが最良であると思う。終身刑があればそれに処したいが無期懲役刑が相当である」旨を述べた。非公式の合議では死刑も止むを得ないという空気で、裁判長は本件につき直接意見を述べず、永年に亘る予審並びに刑事部長として経験した具体的強殺事件の科刑を述べ、本件の処刑を無期懲役刑に止めたいというニュアンスが感じられ、本件合議が自然と裁判長の意中どおりに決するよう甘くリードしていた。結局全員一致で無期懲役刑に決し、ある試補が起案を命ぜられた。

わたくしが結婚して刑事部に出勤すると、地元弁護士会の会長で民事専門の弁護士が私選せられた弁護届と共に、弁護再開の申立書が提出されていた。言渡はその翌日頃になっていた関係で、合議したが既に無期懲役刑に処する判決になっていること、弁論を再開してもそれ以下の刑に処する事案でないこと等からして、右の申立を却下し前記判決を言渡した。

立会の検事正は勿論、その余の検事達も無期では軽いとする意見が絶対であったが、所長自らの裁判に敬意を表し、

被告人側で控訴しない限り、独立して検事控訴はしないが、万一被告人側で控訴したら独立控訴するという旨検事長の諒解を得ていた。前記私選弁護人は判決書や記録等を検討することもなく、即日かその翌日に控訴したため、検事も独立して控訴した。

控訴事件は、当時地獄部といわれていた第○刑事部にけい属し、翌年四月わたくし達が民事部で修習しているある日、判検事試補の会食の席上え、死刑の控訴判決の通知があり、それを聞いたある人が「弁護人が被告人を死刑に処した」旨発言し、列席の人達もこの言を容認した。

被告人らはその後上告したが棄却せられ、間もなく死刑を執行せられた。

本件私選弁護人の選任は、被告人の家族が死刑の求刑を聞いてなされたものと思われるが、弁護人において控訴するにつき、記録の閲覧や判決の内容の調査を欠いていたこと、弁論再開の申立を裁判所が何故却下して無期懲役刑を言渡したかに思いを致すならば、前記ある人の発言は、心ある人々の声を代表しているように思う。特に検事局刑事部に自由に入入りできて本件の表裏に明るかった、わたくし達試補には一層その感が深かった。



座談会

中大法曹会の歴史と展望

昭和四六年四月二三日
於 第一東京護士会

出席者

石田寅雄 齋藤兼也
赤坂正男 浜秀和
松井宣 秋山邦夫
木戸久治 市橋千鶴子
山本忠義 中津靖夫
鈴木秀雄 繩稚登
古本英雄 本間崇
竹村照雄 亀井忠夫

山本 皆さんお忙しいところありがとうございます。

、 ございます。

中大法曹会は、中大出身の判・検事・弁護士三者の団体ですが、その内容は余り明らかにされていませんでしたので、会員の皆様および新人法曹の方々のために、よくご理解を願うために、中央大学法曹会の現状とこれからということテーマにして、編集委員会と執行部の方々に忌憚ない意見の交換をはかるべく本日の座談会を開催いたしました。初めに、石田幹事長からごあいさつをお願いいたします。

石田 中大法曹会も創立以来、一八年になりますけれども、その間歴代幹事長はじめ役員各位のご尽力によって成果をあげてまいったことは、まことに同慶にたえないので

■私、就任以来二カ年になりますが、皆さんのご尽力によりまして、中央大学に役員を送り、その他いろいろ寄与したことを信じて疑わないのであります。ことに、昨年の一、一月でありますか、中央大学の基本規定改正に関する検討委員会からの諮問にこたえて、一昨年七月以来大学問題特別委員会が熱心に検討していただいた結論を得まして、有益な参考資料を提出することができたことを、まことに同慶に存するものであります。

■就任しました一昨年の総会において、皆さん方の熱意によって会則改正をされたのであります。そのおもな点

は、従来の親睦と母校の興隆に寄与する以外に、司法の発展にも寄与するという趣旨と、それから従来の二五名の常任幹事、五〇名の幹事がそれぞれ五〇名と一〇〇名になって、大いに若い人に出てもらった点であります。

本会の事業に、会報の発行とか研究会、座談会というよ
うなことも加味されました。研究会は、大学問題特別委員
会で、まず大学の実態を知らなければならぬということで、
現在金子理事長をはじめ、嶋崎学長、白羽法学部長、ある
いは学員会代表谷村氏の代理の荻山副会長、また職員組合
からも来てもらってつぶさに母校の現状、あり方を検討さ
れたわけで非常に参考になったわけでありました。

また会報とか名簿、いろいろお願いしたけれども、とて
もそこまで手がつかない。事務局長は阿部さんにかわった
繩稚君、また大学問題委員会で専属にお骨折りを願った本
間君、中津君、亀井君、などもいろいろお骨折りを願った
のであります。そういう研究調査のために会報まで手が
届かなかったわけですが、今度編集委員会で創刊号
を出してやるということで、非常に私期待いたしておるわ
けであります。したがって、その創刊号に載せる座談会も

非常に有意義な成果があることを期待しております。

本日はそういう意味で皆さんの忌憚のないご意見を承り
まして、法曹会の発展と母校の興隆に寄与する一助にした
いと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

中大法曹会の誕生と現況

山本 それでは、まず中大法曹会の創立当時から今日ま
での経過等について簡単に触れてみたいと思うのですが、
昭和二六年に中央大学法曹会というものをつくった。東弁
から春田、堀場、池田、竜前、岡、荻山、鍛冶、山本(政)
……、一弁から井出、大山、大塚、二弁から磯部、竹上、
柴田、裁判所から兼平、鈴木、検察庁から田中政義、
田中万一……等の方々が中心となつてつくつたようであり
ます。それが大きくなって、中央大学学員会の支部組織と
して法曹会が発足したのは昭和二八年のようであります。
それは学員会の体質改善を唱えるとともに母校の発展に寄
与するというふうに目的を明確にうたつて発足した。なお、
支部組織になつてからの初代支部長並びに法曹会幹事長は
岡弁良先生が当たつておられたといった経過であります。

法曹会の現況、会員数とかどんな仕事をしているかというを中心にして話題を移したいと思いますが、現在の規模等について赤坂副幹事長あたりから報告を願えますか。

赤坂 現在中大法曹会の会員総数というのは、実はことし四月に弁護士になられた方がたくさんおりますので、まだその点正確なところは把握しておりませんが、現在名簿を作成するための資料を収集中でございますので、おおよそのところ一七〇〇名、東京三弁護士会と検察庁、裁判所、大体そのくらいと見込んでおります。

それで、現在の中大法曹会の活動といえますと、先ほど幹事長があいさつされた中にありましたように、新しい会則に「会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与する」という大目的を掲げてもらって、一昨年から新会則のもとに発足いたしましたして、幹事会は毎年二回、常任幹事会は年四回以上ということになっておりますので、それを上回る幹事会、常任幹事会が開催されております。

それから会則十三条に基づいて、幹事会の議を経て大学問題特別委員会というのが、四四年の四月三〇日の幹事会

にはかられました設置されました。この大学問題特別委員会の目的は、当面する中央大学の諸問題について、調査研究をなし、広く見解を集めて、法曹会の意見をまとめて、新しい大学自治の理想像といえますか、それを打ち立てて幹事長に報告するということになっております。堂野先生が委員長で、その後今日まで二〇数回会合を開いておるはずでございます。これは委員会と小委員会とありますので、双方とも合わせますと二三回。それで大学の評議員会の中に中央大学基本規定に関する検討委員会というのがありまして、それから学校法人中央大学基本規定改正に関する検討事項を昨年の一二月三十一日までに出してもらいたいという要望がありました。中大法曹会としての、これは中間的なものですが、基本規定改正に関する検討事項並びにその理由書を大学問題特別委員会においてまとめまして提出いたしました。

中大法曹会のこの特別委員会は中央大学のあるべき姿についてのものもろもろの研究をしてきたのですが、裁判所側からたたき台というべき草案が出されまして、これを土台に基本規定の草案について審議中でございますが、まだ結論

が出ておりません。それで、去る一三日の大学問題特別委員会において、今後この委員会を存続すべきかいなか、存続するとすればどういふ方向に持っていくかということをはかりまして、満場一致をもって存続ということに委員会としての結論が出ましたので、五月七日の幹事会で存続の決議をお願いしよう。そして引き続き大学問題について取り組んでいこう、こういう姿勢でございます。

それから、その問題が一番大きな形になりましたけれども、中大法曹会の業務といたしましては、毎年五月に任期終了するところの大学の評議員の選考、それから学会の協議委員の選考をやっております。それ以外に、評議員会の議長、副議長というような問題も先般の評議員会で問題になりました。そういうものの選考、それから監事、理事の推薦というようなこと、これは大学のことでありますが、そういう人事問題が相当からんでおるのでございますが、これは会則十一条において、幹事会にはかつて中央大学の理事、監事、評議員その他役職員並びに中央大学学会の役員の候補者を選考するということになっておりますので、これを業務としてやっておるわけでありませぬ。

いまのところ中央大学理事、監事の問題はありませんが、先般評議員の候補者の選考をいたしました。これは各ブロックからいろいろご推薦を願って、幹事会におはかりして幹事長から出す。それから学会のほうについては協議委員の候補者も推薦いたしました。

それから会則に基づいてやるべきこととしては、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申することというのは、先ほどの大学基本規定の問題がこれに該当するわけです。会報及び会員名簿の発行、それから研究会、講演会及び座談会の開催ということがありますが、これはまだ手をつけておりませぬ。

いまのところは大体そういうような状況になっております。

山本 中央大学法曹会の活動現状というのか、内容というのがある程度わかったわけですが、財政についてはどうなっておりますか、松井副幹事長、ひとつ……。

財政は

松井 財政は代々幹事長に非常にごやかいかいになること

が多くて、総会を開きました際には、学校からの金一封、あるいは友好団体からの金一封、あるいは顧問の諸先生の金一封、こういうものをちょうだいする関係から総会の経費は若干の余裕が出て、それが次の年に繰り越されてきたのがいままでの状況のわけなんです。ただ、この一、二年、特別委員会ができるようになりましてからの事柄というのは、負担が現実非常にふえて、幹事長にも非常に余分なご迷惑をかけているのじゃないか。こういう会費のあり方をどうするかという問題はやはり今後の法曹会の検討事項になるのじゃないかと思っております。

山本 そうすると、中大法曹会の運営の財政的裏づけというのは、現実ほとんど幹事長の負担で今日までやってこられた……。

松井 かなりご迷惑をかけておるといふことです。

山本 かなりの部分について幹事長の自己負担になっておる。だから財政面では、法曹会の近代化といえますか民主化というものはまだ不徹底なことが残されておるわけですね。

従来、そういった財政面でも見られるように、法曹会の

運営のしかた等が一部の人といえますか、わりに大先輩の方々に運営されてきた、それが最近中央大学法曹会は民主化された、幹事も若返ったのでありますが、それも中大法曹人を意識したヤングパワーの台頭によってもたらされたわけですが、その中心の一人として活躍された本間さんあたりからそのいきさつについて語っていただきたいと思えます。

法曹会の民主化

本間さん、たしか総会で元気のいい発言をされたように記憶しておるのですが、どうぞ。

本間 いま諸先生から中央大学法曹会のおいたちについてのご説明がありましたけれども、弁護士会に登録をいたしましたしてまだ六年から七年程度の私どもから見ますと、中央大学法曹会が今日一七〇〇名の会員を擁しているながら、一般会員といえますか、名前だけの会員にとどまっています、会員意識というものが徹底していないという点は、私どもが登録当時から身にしみて感じていたことです。したがって、総会を開催するというご通知はいただいております。

したけれども、実際の出席者というのはきわめて微々たるものでございまして、新入会員の招待といえますか、祝賀という意味を兼ねた総会ですから、肝心の新入会員がほとんど出席しない。しかもその人たちは会費は無料というふうになっておりますけれども、それにもかかわらず出席しない。こういうことがおそらく前から続いていたのではないかと思われるわけであります。そういう状態を背景にしまして、たまたま昭和四二年から三年にかけて例の一連の大学紛争が起きまして、中央大学は特に世間からまっ先にやり玉にあげられるようなきわめてきびしい状況に直面して、新聞その他を大いににぎわして社会問題になってきたということは、まだご記憶になっておるとおりであります。そういうときに、せっかく中央大学のOBとして法曹会に所属しておりながら、大学の卒業生としての感想を世間の人々から聞かれ、あるいは中央大学の現在の学生のあり方についてどう思うかという意見を聞かれました、まあどちらかというところ、あまり大学の現状には関心がないというOBが多かったのではないかという感じが強くいたしました。ところで、法曹会に關しましては、せっかくこ

れだけ社会的にも一大勢力ともいふべき大ぜいの法曹を擁した組織がありながら、一体大学の運営とか学生のあり方に対して先輩としてのアドバイスができるような現実の運営がなされているのだろうかという点は、私どもに限らず当然一つの疑問として感じられていたわけでございまして、おりしもそういう学園紛争が社会問題になった機会に、中大法曹会という組織の力がある程度、もっと大学の運営その他に実効あらしめるような具体的な動きができないものだろうか。それは従来も行なわれていたのかもしれないけれども、それには千数百名を擁する会員の、しかも若手の会員のほうが末広がりに多くなっているわけですが、比較的最近の卒業生の声も反映した形で中央大学出身の法曹家としての声を結集できれば、大学の教職員の声にある面では対抗する面も出てくるにしましても、非常に力強い動きとなって反映できるのではないかと、考え方立ちまして、当時の中央大学法曹会の会則に基づいて臨時総会の招集をお願いしたわけです。臨時総会には一定数がありました、招集はなかなか困難であったわけでありまして、おそらくは二六年発足以来初

めてのことであつたと思ひますけれども、東京弁護士会の
会員控室に名簿を備えて置きまして、本日は持つてまいり
ませんでしたが、署名簿の冒頭にただいま申し上げ
たような趣旨のことを書きまして、備え置きましたところ
が、非常に多くの方のご賛同をいただいてたくさんのお署名
が集まつたわけでございます。

臨時総会が招集されたいきさつはそんなことだと思ひま
す。

山本 そういつた経過のもとに、臨時総会の結果新しい
法曹会の会則というのができたわけですか。

松井 そうです、現在の会則が。

赤坂 中大法曹会機構改革委員会というのが設置された
のですよ。それで、これが一年、八回やりまして、その成
案が報告されたのです。昭和四四年四月一八日付で、中央
大学法曹会機構改革特別委員会委員長原田勇先生の名前
で、幹事長今井忠男先生に中大法曹会の新会則——いまま
では規約といつたのを中央大学法曹会会則、これに所属す
る選挙規程、これを報告し承認されたわけですよ。

新会則について

山本 旧規約と比べて新会則はどういう点に大きな変化
がありましたか。

赤坂 旧規約というのは、中大の学員会で一定のおしき
せの規約があるわけですよ。これは全国の支部はどこでも
それを押しつけられたというとおかしいが、それをそのま
まあれしまして、適当に運営しておるわけです。

第一条から第十条まであるわけですからこれを使つておつた
のですけれども、これでは全然中大法曹会の現状に合わな
いし、高遠なる理想も盛られておらぬということで、ここ
におられる吉本先生やぼくも委員になりました、かんか
んがくがくの討論の結果現在の会則をつくつた。これは目
的ももっと高遠なものを打ち立て、事業ももっと具体化し
たものを立てまして、各運営についても、非常に嚴重にし
て徹底したところの中身をつくつたということですね。

山本 吉本先生も委員に参加されたそうですが、現在の
会則の大きな特徴はどういうことですか。

吉本 一口にいいますと、会則そのものが中大法曹会の

内容に合致したものがつくられたということが一つ、それから中大法曹会という会の組織そのものを会則で具体的に組織化したということ、一番大きな変化は、単なる親睦団体であった中大法曹会が会としての独自の目的を持つようになったということだろうと思いますね。

山本 組織面ではどうですか。

吉本 先ほど幹事長がおっしゃったように、組織そのものはそう大きな変化はなかったのですけれども、幹事の数をふやしたということ、副幹事長制度がつけられたということ、それから分科活動ができるように特別委員会をつくれるような組織にしたということだと思いますね。

赤坂 ちょっとそれに付言いたしますと、幹事会、常任幹事会というような運営上のあれが合理化された。しかも義務づけられた。幹事会を毎年二回以上、常任幹事会を四回以上、そして広く会員の意思を結集しようということになった。つまり、人事問題については従前おそらく幹事長が独断でおやりになっておったようですけれども、今度はすべて幹事会に相はかって人事問題を進めていくということようになったということが非常に進んだのじゃないか。この

運営が非常に民主化されたということですね。

山本 そこで、従来の法曹会の幹事制度が一部の大先輩の方々でもって構成されていたのが、この新会則によって、あるいは臨時総会以来相当若手の人々も起用したというか、幹事になって若返ったというわけですね。

石田 それは先ほど申し上げたとおりです。したがって、幹事会で推薦した人も評議員その他相当交代して、若い人が現に出ております。これはこの会則による民主化のあらわれであると思います。

赤坂 幹事候補者選出規程というのが独立にできまして、これは各ブロック別に定数を割り当てまして、広く人材を集めるようになりましたので、幹事の中に非常に若手の人が入ってきた。若手の人が幹事の中に入ってくるということは幹事会においてあるいは常任幹事会において若手の人の意見が反映してきたということがいえるのじゃないですか。

山本 幹事は各ブロック構成だそうですが、東弁、一弁、二弁、裁判所、検察庁、それぞれの幹事の構成数を発表して頂きましょうか。

赤坂 第一区、東京弁護士会四〇名、第二区、第一東京
弁護士会一八名、第三区、第二東京弁護士会一八名、第四
区、裁判所一二名、第五区、検察庁一二名、こういうよう
になっております。

山本 そこでこの構成ブロックの、弁護士会は別としま
して、裁判所、検察庁の方に各構成ブロックの実情等お話
し願えるとありがたいのですが。

浜 いまちょっと正確な人員はわからないのですけれど
も……。

裁判所の会員

山本 何か四一年度の会員名簿によりますと裁判所が七
六名となっておりますが、その後やはり相当ふえておるわ
けでしょうね。

浜 ふえるということはあまりないですね。ふえている
ということはおそらくないと思うのです。その前後じゃ
ないかと思えます。裁判所のほうでこまかく調べて把握し
ていないものですから、実は送別会くらいしかあまりやり
ませんし、幹事といいますが、実は常任幹事以外の幹事

でおそらく会合に一回も出ない幹事の人かなりいるのじ
ゃないかと思うのです。一二名のうち実察中大法曹会へ顔
を出すのはおそらく四、五名じゃないかと思えます。そう
いう関係で活動としては一番低調といわれるほうじゃない
かと思うのです。

検察庁の会員

山本 検察庁はどうですか。

竹村 検察庁は、実は別に東京検察支部というのを持っ
ておるわけです。この東京検察支部というのは、原則とし
て東京高検管内に在勤する検事をもって当てております。
そうなると、人数は二〇〇名近くなるのですけれども、東
京だけでは大体七〇名前後、それから近辺の横浜、浦和、
千葉、水戸などを寄せますと一五〇名近くになるという実
情なんです。

私ども検察支部があるものですから、たとえば山本さん
が次長検事でお帰りになる、そのお祝いの会をやるとか、
それから学員が転出する、あるいは初めて検事正になる人
が出るとか、そういうことになると必ず集まってお祝いを

するという意味では、検察部内だけでは非常に活発にやっておるわけです。毎年一回総会も開きますし、独自の役員会も開きますし、そういう意味では非常に団結して、しかも相互親睦の実をあげていると思うのです。

ただ、現在法曹会に対してどういう融和をやっているかとなってきましたと、検察支部の役員と中大法曹会の検察側の代表としての役員とはほぼ重複しているものですから、片一方のおもだった者がこちらにもよく出てきて連絡をはかっておるといふふうなことにはなると思うのです。そこで、検察支部ができるときに別の分派をつくっているのじやないかという意見がだいぶあったようですけれども、しかしそれは決してそうではない。そこはどうもやはり職域的な特殊性があるものですから、それはそれで仲よくして、こちらはこちらでもまた協調を保ってゆくというわけです。

山本 大学の委員会における発言の立場上支部組織にして、あとまた法曹会の一会員としての二重構造を持っているわけでしょうね。

これである程度中大法曹会の現況が浮きぼりにされたと

思うのですが、大学との関係についてまた一言触れてみたいと思ふのです。大学といっても委員会と学校法人としての大学、二つに分けて、まず委員会との関係から松井先生どうですか、中大法曹会の委員会における位置づけといたしますか、そういった点について何かお話しただけですか。

委員会との関係

松井 結局何といっても法学部が中央大学の中核をなしておる、そういう点から優秀な学員が大ぜい出ておりますから、委員会が一番大きな中心になっておりますし、いまでも委員会の会長ないしは副会長ですね。われわれの法曹会で大ぜい出しているのじやないか。それから現にいまの基本規定の検討なんかにつきましても委員会の有力なメンバーを出しておる。それから過去の過程でいえば理事になつていられる方も法学部が非常に多いのじやないか。ただ、そういうことが最近の状況だと、法学部だけの中央ではないといったような空気が一方のほうに出てきて、そのためにもっと育成しなければならぬ法学部の状態がある意味

において停頓しているのじゃないか。だから学員会との関連においても、もう少しわれわれのほうも団結して発言権を増していったいいのじゃないか、そういう感想を持っております。

山本 いま現実に学員会の会長に谷村先生、副会長には同じ会員の塚本先生がなっておられますね。それから荻山先生も副会長になっておられる。それだけ学員会における中大法曹会の力関係というのはある程度支配的だと見ていいわけでしょうがそれだけ責任も重いですね。

大学との関係

学校法人としての大学との関係ではどうですか。やはり学員会で支配的な力を占めておるから、大学の理事とかその他の役職、評議員等にも相当数なっておるわけですか。幹事長、いかがですか。

石田 従来相当役員のみならず理事、監事などもなってます。まいりましたね。先ほどちょっとお話があったが、過去あまり活発でなかったというようなことを言う人もありまして、あるいはそうかもしれませんが、最近においてもだい

ぶ若い人がどんどん出ておりますし、現に理事に小池君、藤井君、監事に後藤君、しかもこれは熱心にやっておられることはご承知のところでありまして、今後も新しい有力な人をどんどん送って大学の興隆に寄与すべきだと思っております。ただ従来の惰性でなく、七〇年代は変革の時代とかいろいろいわれておりますが、大学自体も改革する必要があります、そういう意味で大学問題特別委員会には期待しているのですが、先ほど申した昨年一一月の中間的な基本規定改正案のように有益なものを大学に提出し、それがまた改正に役立つものと信じております。

事業活動と今後の展望

山本 中大法曹会の今後の展望について触れてみたいのですが、事業活動の一環として大学に意見を具申するということがあります、ただいま幹事長の触れられた大学の基本規定改正に関する意見具申、これは本日の座談会で朗読してもいいですが、ちょっと長いですから別紙に添付（五四頁参照）することにしまして、要するに法曹会として有益な意見を具申されておるといことですね。大学の

基本規定改正特別委員会の委員にも法曹会出身者がおるわけでしょう。

石田　そうです。相当入っていますね。

山本　何人くらいですか。

松井　七、八人。

山本　ただいま幹事長の申された変革の時代で、大学自体も新しい展望をもって変えていかなければいかぬだろうと思うのです。マスプロ大学の自己矛盾の解決とか、工場的大学ではなく、学園としての大学に質的にも量的にも発展することが望ましい。思索する学園、教育研究の場としてふさわしい場所の提供が切実です。特に法学部の内容充実、研究設備の強化について法曹会は縁が深いのではないかと思うのですが、そういう点について木戸口先生あたり何かご意見がありましたら……。

木戸口　先ほど松井副幹事長が言われたように、総合大学になってから従来の法学部中心の中央大学ではないというところが叫ばれて相当久しくなる。したがって、現在の中大法曹はほとんど全部法学部出身であり、従来学校等に対して相当強力な発言権を持っていたわけですから、だ

んだんそれが薄められておる傾向にあるわけです。しかし世間一般での中央大学の評価というものが、やはり従来と同じように法科の中大ということで名前が通っておると思います。その点は先般学校から参りました入学生の意識調査にもはっきりあらわれておるわけであります。ことに中央大学は司法試験あるいは公認会計士の試験に合格率が高いということが志望した第一義的な理由になっている。八〇%だと思えます。そういうような現況からすると中央大学はやはり法科を中心として伸ばしていくのが今後学校のあり方としてはいいのじゃないか。むしろ単科大学で法科の中大というぐあいに進んだほうが中大としてのメリックが高かったのじゃないかというような批判も起こるわけです。したがって、このような世間一般の中大に対する評価というものはやはり尊重して、今後とも法学部を従来以上に強化して伸ばしていかなければならぬというぐあいに思っておるわけです。

ただ、私どもが忌憚なく申しますと、どうも最近の中大の教授陣はちょっと弱体ではないかというぐあいに考えられるわけです。これほど中大が法科の中大として声望が高

いにかかわらず、その教授陣の学識というか、そういうものによる学生の評価ということになると必ずしも高くはないのではないか。これは司法試験に合格者が多い、あるいは公認会計士の試験に合格者が多いという結果から論ぜられておるので、非常に嘆かわしいことではないか。今後法科中心の中大を推し進めていく上においてはもっと教授陣を強化していかなければいかぬ。その一端として、現在のこういう時代でありますからある程度はやむを得ないにしても、私どもはたから見まして考えることは、どうも学校行政に対する関心が非常に強過ぎて、学問そのものに対する関心が薄いのではないか。これは学者としては逆でなければいかぬ。学校行政なんかにはこだわっていないで、もっと学問的に高い成果をあげて中央大学をよくする方向に行かなければいかぬのに、現状はどうも逆なことに行っているのではないかということを私ども非常に嘆いております。これはやはり中大法曹会の立場において学校に対してもっと積極的にそういうような方向を示してやっていかなければならないというぐあいに考えておるわけでありませぬ。

山本 そうすると、司法試験の合格者が多いということ、大学の本来のあり方としての学問的成果とは別にとらえるわけですね。教育はある程度充実しているから司法試験に受かるのか、その辺の関連はよくわかりませんが、そういう意味からも大学本来の学問的成果をもっと高めてもらいたい……。

木戸口 純粋な意味の学問的成果を高めてもらう、これはもちろん大学ですから当然必要なんですけれども、たとえば卑近な例で司法試験一つとってみましても、そういう人に対しても現在の教授陣では欠けるところがあるのではないか。まあ優秀な生徒が入ってきてよく勉強し、あるいはこれはこの間本間さんからあまり言うなと言われたのですが、研究室という組織があつて、そしてお互いに切磋琢磨して、合格者が多いのだ、これは教授の力によるものではないのだというぐあいに理解していいのだと思います。

山本 その点、裁判所や検察庁から見てもどうですか。

自己反省

浜 私は大学にちょっと片足を突っ込んだような関係で

おるものですから、若干ほかの方とは見方が違うかもしれませんが、いま木戸口先生の言われたお考えとはちょっと違うのです。やはり、法科の中大といわれるのですけれども、中央大学の中で一〇〇〇人から一五〇〇人、一学年にいて、その中で法曹になるのはごく一握り、大部分の人がサラリーマンとか一般の中小企業等へつとめていくわけです。だから一握りの法曹の地位を高めたところで中大がよくなるものでも何でもないのじゃないか。やはり全般のレベルを上げていかなければだめじゃないか。それには法科だけでなく、経済学部も商学部も文学部も理工学部も、全般の水準を上げていく以外にないのじゃないか。そういう意味で中大法曹会の先輩、実際中大法曹会の先輩といひましても、中大法曹会がバックになってそういう先輩を大学の理事者に推薦して持ち上げてきたという関係にはないと思うのですけれども、いわゆる法曹が大学に対して貢献したその貢献が、はたして総合大学としての中央大学に、プラスになっておるかどうかという点には、若干の疑問を持たざるを得ないというふうに感じているのです。というのは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、一体中

大法曹の先輩が真に大学をよくするために大学に貢献したかどうかという点から、大学をよくするというよりむしろ功成り名を遂げて、大学の幹部になって大学を動かしているくという名誉心だけではないか。もちろん名誉心が悪いというわけではございませんけれども、大学をほんとうによくしていくという点で、どの程度の貢献があったかという点に若干疑問があるわけなんです。そういう点が中堅の教学のほうからの反発を買う原因になっておりはしないか。教学が中大法曹に対して非常に反感を持っている。どうか手かせ足かせをはめて、その活動を鈍らせて、学校行政に対して力を弱めていこうという意図を持っておるとしたならば、一体それがどういふところに原因があるのかという点、少し反省してみる必要がありはしないか。もし将来中大法曹会が大学に貢献するとしたら、いままでと違った行き方でやっていかなければならないのではないか、きわめて抽象的ですけども、そんな感じがするわけなんです。

山本 従来中大法曹が果たした大学における役割りといひますか、関与の度合い、そういったものが、大学本来のあり方から見た建設的な意見とか建設的な努力といったも

のに見受けられないというようにもいえるわけでしょうね。卒直な意見で、しかも傾聴に値いたしますね。

赤坂 これについては毀誉褒貶がありますよ。中大法曹会の一部の人が大学に乗り込んできて、こういう問題があるというようなことは、われわれの仲間の中大法曹会の会員のなかでも批判していますね。

山本 そういう点は卒直に法曹会としても今後の反省の材料にすべきだと思ふのですね。

そういう点、竹村さん、検察庁から見てもお気づきの点……。

竹村 検察庁における検察官、われわれ一同はともかくも現在の職務に精励して検察の実をあげるということによって中大に貢献するという基本的な考え方ですよ。中大に役員を送り込むとか、役員になろうとかいうことじゃないわけです。それ自体でがんばろうという、それしかないわけですよ。ただ、ぼくら思うのは、もしも中大の役員になるならば、まさに学校の中へ入り込んでその中で専門的に自分の全部をなげうつだけの覚悟がないとほんとうの仕事はできないんじゃないか。片一方では法曹としての仕事をや

り、ときどき学校へ行って理事としての仕事をやるとか、評議員としての仕事をやるとかいうことになっても、そこにおのずから限界があるのじゃないか。実はこの前、私評議員会に出て、ほんとうにこんな評議員会だからこそ、常に学校にとどまって学校のことを考えておる教学側から侮辱され、何とかして学員を排除しようという気が起ころのじゃないかという気がしたですね。あからさまに、冗談でしようけれども、われわれ何にもわからぬから議長一任ということを言われると思ったでしょう。あんなことで一体評議員としての任務があるか。私は実は大学特別委員会、こちらは小委員会において、評議員の数は多いほうがいいという意見を出しましたけれども、ああいうのに出ておると、評議員は少なくてもいいと思う。もっと少なくして、少数精鋭にしたら、ぼくらに印刷物が来ますよ、ああいった費用だって少なくして済むのじゃないかという気がしますけれども、しかし一朝事あるときに大多数の人が知恵を集めるという意味で、たくさんおるということは意味がある。いまは平和だからああいうなごやかな、無責任な冗談が飛んだのだろうと私は自分を慰めたのですけれども、そこにある

種の問題があるのじゃないかというふうに思うのです。

石田 確かにいまのお話、ごもつともだと思うのですよ。先ほどもっと教授が強くないというお話もあつたけれども、それは教授能力とか学識を強くすることもけっこうだが、お話もあつたように、行政にイデオロギーをいれちゃいかぬという人もある。それが非常に強くて、学生と一緒に云々ということもしばしば聞いたですが、私は必ずしもそうは思わぬけれども、相当教学派が強いことはもう間違いないわけです。法学部全盛というわけにもいかぬし、いろいろな学部ができて、したがって、法曹会だけが強力に割り込んでいくというようなこともどうかと思うのですが、いまお話しのように評議員会にしても、一例をあげると四三年のときに、当時の理事者から提案して、予算についてまた基本規定などについて調査研究をしてもらいたい、そうしたら、議長の諮問に応じてやるために常置委員の設置を提案されて、評議員会で承認されたわけです。一部の教学派から反対があつた。ところが、その後、常置委員会は法曹会からも相当入って実に熱心に、毎週一回ないし二回、五時、六時ごろまで夕食もしないで、

手当も出すといつてもそれも断わつて、かなり長い間討議し、調査した。学生会館の運営について七〇〇万円の子算の問題があり、それが常置委に対する誤解でストにも発展したが、ほかに秋山君が告発した多摩の校地における清水組の七〇〇〇万円不当支出の問題も摘発したわけです、常置委員会で。これは告訴のもとになつておるわけですが、それからやみ給与、脱税をしているということも指摘されたわけです。それらも気になるのかどうか知らぬが、とうとう何にも知らぬ外部の、常置委員でもないものも干渉するとは何事だということでも常置委を廃止させた。廃止すればストがやむか、私はやまないと云つただけれども、念を押したらやめますと言う。やめやしない。廃止する一つの手段にすぎなかつた。ずっとストをやつておつた。その結果、われわれ学生会館を予備費でまかなう、いいというようにまでしたのを廃止せざるを得なくなつた、その後理事者は。つまり学生会館が外来者の集団暴力の拠点になつたわけだ。その前からある代々木寮もやはり外来者が利用した。これはその後の理事者が入つて、閉鎖のままになつて今日に至つておる。こういう醜態を演じて、それから八

○周年記念でわれわれの多額の寄付によってできたものが活用されていない。その根本原因はどこにあるかということと考えれば、いまお話しのように評議員がなっていないということもあり得ると思う。せいぜいみんな追従するよきな形になったからそうなった。私は、はなはだ遺憾に思っている。私は大川氏が前の学員会の会長のときも強く言ったことがある。議決機関がそういう弱いことじゃどうするのだと思うくらいだ。この間も評議員会で議長、副議長留任という説は、法曹会としては留任説が多数なれば、しかも学校当局がご賛成なればしいて反対はしない。しかし山本さんも言っていたが、利害関係のある議長がそのままいすわって選任の件を審議する議長になることはおかしい。慣例があるというからそれでいいかどうかはかかってやるべきだ。いつもそういうことを言うのは法曹会なんですよ。評議員会の議決機関としての職責をもっと果さなければいかぬ、追従するようなことでは絶対いけないと思っっているのです。

山本 評議員会でもっと活発な活動がやれば、もっと明朗な学校行政が行なわれていた筈ですね。

いかがでしょう、市橋先生、中央大学出身の婦人法曹の規模なり現状、それから法曹会を通じて大学に何か望みたいご意見がありましたら、お願いしたいのですが。

市橋 明確な数字をきょう確認してまいっておりますけれども、婦人法曹から構成されております一般的な団体といたしましては、婦人法律家協会というのがございます。これは判、検事、弁護士、大学の教授、助教授の方々に構成されておりますけれども、やはりそれだけの団体で、学校別の集まりとか職域別の集まりということは全く婦人弁護士の場合もないわけでございます。婦人法曹の出身校を見ますと、従前は明大の卒業者がたいへん多かったのですけれども、最近中央大学の出身者が年々増加しているというようなわけでございます。婦人法曹の地位向上なり、大学における女子学生の待遇改善なり要望したいこともございますが、

いずれまた……。

山本 こういうふうには婦人法曹を扱ってもらいたいとかいうのがありましたら、後ほどでけっこうです。

それでは中大法曹会と大学との関係はこの程度にしまし

て、法曹会内部の運営のしかた、たとえば幹事制度による運営についてどうかとか、一般会員との結びつきをもっと密にする方法はないかとか、総会の持ち方は従来のあれでよろしいかどうか、いろいろそういった点について簡単にご意見を承っておきたいのですが、若手の代表として中津先生あたりどうですか。

法曹会の運営

中津 現在ご存じのとおり中大法曹会は幹事制度によって運営されていると行って過言でないと思うのですけれども、幹事制度をとっております利点としては、幹事に就任された方が一生懸命やって活動ができるのでしょうが、反面欠点としては、幹事にならなかつた方はそういうものがあるのかという程度のことで、それ以上輪が広がらない。しかも新会則になりました幹事の数が増えたことによって相当程度新しい血が入り込んだのですけれども、それから二年たった今日、一度就任した幹事が動かない。その動かない理由は、一般の方があまり関心がないということの反映なんでしょうけれども、一度なつた方が動かないと

いうことのために輪が広がらないという欠点があつて、このことが中大法曹会の発展の大きなネックになっているんじゃないかと思うのです。やはり幹事制度には両面があるということをおのづかき反省してみなければいけないのじゃないかと思うのです。

それではどうしたらいいかということになりますと、幹事の交代がもっと行なわれるような形にしなければいけないのじゃないか。どうしたらその幹事の交代ができるかということなんですけれども、それは結局五つのブロックがあるわけで、他のブロックのことまでは各ブロックの中では把握しかねるわけでございますので、各ブロック内部の活動を活発にして、各ブロックの中から幹事として選出される方々が年々新しく入れかわりながら全体の意思をまとめていく、こういう形で発展していけば、いまの幹事制度の欠点を補って、中大法曹会全体としての活動が非常に活発に行なわれていくようになるのじゃないかと考えるわけです。

それで総会のあり方も、私がいま申し上げました幹事制度の反映のままに、ほとんど幹事の方が出席されるだけの

総会になっておる。やはり総会である以上、ほんとうに一般会員の皆さんがたくさん出席されるような総会でなければいけないわけで、そうでなければ総会の意味がないわけですから、幹事以外の方も出席するような総会にしていかなければいけないのじゃないかと思うわけです。

山本 繩稚さん、二期事務局長をやられているいろいろご努力願っておるのですが、事務局長の立場から法曹会の運営のしかたとか、いま中津さんの指摘された問題等について何かご意見を……。

繩稚 事務局を担当しまして感想と申しますと、確かにただいまご指摘のとおり非常に関心の度合いが少ない。これは一般会員についてでございますが、さらに新会則で幹事会制度によって運営されており、その目的達成のために大学問題特別委員会等を設置して研究してまいりました。その結果から見ましても、出席その他から考えれば、もっと多くご出席くださって熱心に研究していただくべきではないだろうかと思えます。が、しかし二年前に比べましてその意味では、だいぶご熱心になってきたと申しますか、少なくとも向上のほうを向いておるのではないかと考えて

おります。特に大学問題特別委員会の方々、小委員会の方々、二〇数回にわたるその研究会にも絶えずご参加をいただいて非常に熱心にご研究をくださいました委員の方々もいらっしゃいまして、相当な効果をあげたのではないかと考えますが、しかしせっかくの委員の方々がいらっしゃるのですから、もう少し多数の方々をご出席になって、中大法曹の向上と発展のためにがんばってもらいたいものだ、熱意を尽くしていただきたいものだ、かように考えます。

ただ最近、この二年間の傾向としましては、幹事長、副幹事長のもとにおいてそれなりに一生懸命にやってきたつもりでございますし、ある程度の効果もあがったのではないだろうか。何しろ会則にもございますように、前段では懇親団体、親睦団体というふうになっておりますので、この種の団体の運営はなかなかなむずかしいものでございまして、何かユニークなアイデアのもとにたくさん会員を集めるために斬新な企画を——講演会あるいは座談会、本日の座談会もその一環で会報のための座談会でございますが、こういったような事業をやって、どしどし一般会員にPR

していくということと同時に、さらにそれを通じてもう少し一般会員の方々が意識を持つてくださるような方法を、今後幹事会その他その種の検討すべき委員会等を設けて、いかにしたら一般会員との結びつきがより密接になって中大法曹が今度発展していくか、そのための研究もしていただきたいものだ、かように考えておる次第でございます。

山本 幹事長どうですか、委員会の数をうんとふやして、幹事でない一般会員をどんどん委員に入れて、委員会活動でもう少し意識を高めるといふことと、判、検事、弁護士にこの四月新しくなられた方、毎年毎年生まれてきますが、そういう人たちに財政的な基礎を確立させた上で記念品を増呈するとか、何か志のお祝いでも、大学がやれないことを法曹会の名においてやるとか、そういうような企画はいかがでしょうかね。

石田 けっこうだと思えますね。ただ、たとえば東弁の内部の懇親会のようなわけにいかぬかもしれないけれども、そういうことによってある程度意思の疎通もはかる、あるいは場合によって家族連れのリクリエーションなんかも年に一度くらいいいのじゃないか。やはり会うという機

会をつくらなければ……。ただ会うといっても、先ほどお話しのように東弁の講堂で総会をやるからといったってなかなか来ませんよ。今度赤坂プリンスホテルで、赤坂さんの骨折りできてもらったけれども、そういう会合にしても多少魅力がなくなっちゃいまの若い人たちなんか、大体忙しいからね。来てもらうのだからやはり何かためになるとかあるいは魅力のある会合でない……。あるいは委員会もけっこうだと思っております。レクリエーションもけっこうだと思っております。

木戸口 ほかのブロックではどうか知りませんが、私も、私どもの二弁ブロックでは、松井副幹事長もおられまして、従来いわゆる中大法曹のブロックの会合というのは行なわれていなかったわけですけれども、昨年度から中大法曹になるべく多数参加してもらおうという趣旨も含めまして、中大法曹の二弁部会というようなことで会合を開いて、昨年度は四〇何名の出席でした。ことしもこの五月一日にやるわけです。大体ことしは五〇名くらい出席があるのじゃないか、五〇名以上になるのじゃないかというふうに考えております。それは中大法曹の二弁部会の世話

人というのを一〇人くらいつくりまして、その世話人の主催でやる。これは幹事とは別に、昨年度やりましたときに世話人を設けましてその世話人が主催して、新入会員の歓迎と、それから会長、副会長になられた先生方のお祝いと、退任された先生方の慰労という大体三つをテーマにして、ことしも計画してこの一三日に行ないます。

石田 財政的負担は。

木戸口 会費でパーティ形式でやっておるわけです。

石田 新入会員から取れないでしょう。

松井 それは招待です。

木戸口 ことしも新入会員を勧誘して、二弁のほうに二〇名入りました。二〇名全員は出ないにしても、一〇数名くらいは少なくとも確保しようというわけで、現在勧誘しておるわけです。

山本 二弁にならって各ブロックごとにやるといいかもしれませんか。中大法曹会の団結によって、いい意味で大いに関与する、法曹会として発言し、責任をもつという点からも、後進の育成は必要です。なお、中大というものについて、私個人の感想を言わしてもらおうと、中央大学は学

問を愛する学園の雰囲気足りなかったということとは、われわれ学生時代からいわれておったことです。ある大学のごとく株式会社形態でなくても、中央大学の場合は学園という雰囲気全然なかった。そこに結局新しい大学のあり方から見て、これをどう体質改善していくかということ、やはり中大法曹会にも一半の責任というか、今後の役割りがあるだろうと思うのです。

法曹界における中大法曹

中大法曹会の役割りにちょっと触れたのですが、今後法曹界全体の中における中大法曹会の役割り、先ほど目的の中に司法の発展に寄与するというおことばもありましたので、そういった意味から、今日、司法の独立の危機が叫ばれ、司法の異常事態ということが世上盛んに喧伝されておるのですが、これについて中大法曹会として沈黙を守ったほうがいいのか、一言あるべきか。いろいろな考え方の相違もあるでしょう。裁判所、検察庁、弁護士、この中大法曹会の構造といえますか、組織の特殊性からいってむずかしい発言になろうかと思いますが、そういう点について何

がご意見がありましたら……。若手の本間さんあたりからどうですか。

本間 実はこの会則の改正のときに、第二条の目的をどういうふうに定めるべきかということについては、ただいまの問題が基本的に論じられました。司法の発展に寄与するという目的が最後につけ加わっておりますけれども、果たしてそういうことまでに中大法曹会が関与すべきかどうかということですね。言うなれば中央大学法曹会の名のもとにある声明を出すなり、あるいは一つの組織として行動をするということが必要なのか、不必要なのかという問題です。結論としましては、私は消極説だったわけですね。つまりそれは組織的に見れば中央大学の学生会の支部でございまして、そういう面では公の組織でも何でもないわけですから、私個人の見解によりますと、そもそも、先ほどからお話が出ておる中大法曹会の集まりが悪いとか、意義を論ずるということ自体がいみじくも端的に示しておりますように、中大の学员というものは母校意識が非常に少ない人が多くて、事あるときでも何か大学と無縁の意識を持っていた。それは非常に数が多い私学の宿命とい

う面も当然ありましようけれども、その中でも特にそういう風潮が強いということ。それから少しご質問の趣旨からはずれてしまうので恐縮なんです、學員で大学の役員に結果的になられた方々もどうも個人プレーに終わってしまつて、中大法曹会に所属する學員の意思を結集するなんという事はなかなかなかったわけですね。そういうような意味では、事あるときにこれだけ大ぜいいる、しかも法学部の中核をなしているOBの意見を結集することもできないというのは何ともったいないことだろうということから生まれたのが、純粹の動機であったのではないかと思うわけですね。またそれにご賛同を得た方もかなり多かったのじゃないかと思えます。ところが一面、結果的に見てそれから三年たつてまだいろいろな組織の問題が云々され、財政的な規模も確立していない。それで今後関心をいかにして誘うかということが問題になってきているわけですね、一つには、たとえば弁護士の数が一番多いわけですね、一七〇〇人の中で、弁護士会はご承知のようにブロックごとにいろいろな親善団体とか派閥ができておりまして、中大出身ということの意識よりも、どの弁護士会の中の会派に

所属しているという意識のほうがはるかに強いわけなんです。そういうことで同じ日に重なれば自分の一番密接な団体の会合に行くのだということに、当然の現象としてなってくるわけです。こういう現実の前にあって、私自身はこの法曹会の幹事をどのブロックに何名割り当てるかということに大反対だったのです。裁判、検察、一弁、二弁、東弁というふうに割り当てることがはたしてどれだけ意義があるのかという反対論を吐きましたけれども、そういう抽象的なことを言っても始まりませんが、現実にはそういう意識によって結びついているのだったら、中大法曹会という名のもとにある程度のイデオロギーとか、司法の危機を叫ぶというときに一本にまとまる発言がはたして現実論としてできるだろうか。各弁護士会ブロックの役員の選挙によってすら一本には、なかなかまとまり得ないのが現実なんです。できないことはなるべく目的に書かないほうがいい。むしろ対外的に中大出身だという名のもとにまとまることがある場合には反発を呼ぶかもしれない、あまりにも人数が多いがゆえに。それなら、むしろ母校のほうに寄与できるといふ面に目を向けていくということが必要なんじゃないか。

いか。大学になかったビジョンをつくる先駆に立つということ、さっき赤坂先生が言われたように寄与することのほうが、足元に目を向けていくことになるんじゃないかというのが私の意見でございます。

赤坂 それが私ちょっと一言言いたいのだけれども、中大法曹会はやはり同窓会であるという基本原則からはみ出すことは絶対間違いですよ。ですから司法のいまのような問題について発言するということは中大法曹会の本質から離れるんじゃないかという疑いがありますね。

山本 司法の発展に寄与する目的もケース・バイ・ケースでいくというわけですな。

中津 いまのテーマは法曹界においての中大法曹会のお役割りなんです、そのことについては法曹界には学閥というものがあるのかないのかという議論が先行されるんじゃないかと思うのです。弁護士に関しては学閥なんということはおおよそナンセンスなんです、裁判所、検察庁においてはたして学閥があるのかどうか。検察庁のほうは、先ほど竹村先輩からも言われましたように、たいへん数が多いということ、中大出身であるということは一つも悲哀

の種になっていないかと思えますけれども、一番問題なのは、はたして裁判所でわれわれの同窓の方々がどういう目にあっておるのかということがポイントになるのじゃないかと思うわけです。たとえば当たっているか当たっていないかわかりませんが、最高裁事務局入りができる判

事補は中大出でおよそ入った者はいない。中大出は能力がないのかどうかということなんですが、決して私どもは能力がないとは思わないわけなんで、やはり最高裁事務局入りする三年目くらいの判事補がほとんど東大出で占められているということに法曹界の非常に大きなガンというかネックというか、そういうものがあるのじゃないか。そういう大きなネックを中央大学法曹会というものが一つにまとめることによって、弁護士会のほうも検察庁のほうも同じ同窓であるということによってバックアップすることができることによって、裁判官になられた方が、個々に能力がない場合はもちろんしかたがないわけですが、ただ中大出ということによって冷やめしを食わなければならないようなはめにならないように応援できれば、非常に存在意義があるのじゃないか。また、そういうところに同窓の者がみん

な力を合わせて応援することが、法曹界の民主化のためにも、また日本の司法を健全化するためにも大いに役立つことになるとは思いません。

山本 確かに中津先生のご指摘のとおりだと思いますね。

松井 ただ、いまのような表現における、問題というのは、いまの時代というのは何かやりますと、要するに多数決といったような形において、多数決があたかも全体を表現したような形に変わってしまおうのですよ。いろいろなことの決議を要請する総会を開くとかなんとかいうことがあるのに、たとえばいうとある事例で一人一人の意見を聞いてみるとみなそれは反対だ、あんな案で出すことは反対だ、個人としては反対だ、その個人としては反対だという人たちの集団がその要求をするというようなことが起こってくるわけです。したがって、同窓会の本質に反しないまでも、そういうことをやることにおいて同窓としての意識が今度はまた逆の意味においてこわれる場合も出てくるわけです。いわんや、事柄がやや政治的な色彩を帯びてくるようなことになると、裁判所の方とか検察の方とか加わっておる団体がそういうことで多数決みたいなものに

よって一つの表明をすとかいふことは、私はよくないと思うのです。やはり同窓という形でただ単純に学問的なことをやるとか何かならいいですけども、どこかの団体の二の舞をやるような……。 (笑)

竹村 中大法曹は学会会ですから、中央大学に関しては会として発言することもあると思いますけれども、しかし社会的な問題について会として発言することはむしろあり得べきじゃないと思います。

先ほど在野の方々がわれわれを大いに支援してくださいというお話がありましたけれども、たとえば私水戸にいたときに、あそこには非常に先輩が多くてほんとうに陰になり日なたになってくださった、そういうバックアップを感じ、また自分でもそういう先輩から学びとろうと努力したつもりです。それで非常に益するところがあつたし、学ぶことがあつたといふことはいえるけれども、それを会としてやると、これはまた問題が出てくるわけですよ。

山本 会員として判・検事の方々をバックアップしていく……。

竹村 われわれもそういうところで心が通じ合っておれ

ば、その弁護士としての資格を持っておる人に対する信頼感がわきますからね、いろいろなこと。

山本 最後に吉本先生に締めくくっていただいて……。

吉本 先ほどから母校愛がないというお話が出ておりましたが、私ときどき若い人たちの結婚式なんか呼ばれて出ますと、やはり、司法試験に受かってない人たちの仲間、これは学部のかんを問わないですけども、私はある程度母校愛があると思いますよ。むしろそういう人たちのほうが中央大学というものを愛していると思いますよ。ところが、司法試験に受かった人たちは、大学のお世話になつて司法試験に受かってないのです。これは自分の力で司法試験に受かっているわけですよ。ですから大学に対してありがたいという感じを持っていないのです。そこに私は非常に大きな原因があると思います、そしてこれは大学の政策の面でもまずいところがあると思いますけれども、常に司法試験受験団体というのは大学の中でまます扱いをされてきておる。大学当局と対立的な雰囲気の中で自分たちを主張してきたというところに大きな原因があると思います。それを今後どういふふうに変更していかなければならな

いかという問題は、大学の中の組織の中で考えていかなければならないし、かつわれわれ法曹のOBが将来これをどういうふうに持っていくかということも考えていかなければならないことだと思えますね。

それからもう一つ、司法の発展に寄与するなんといまましても、先ほど言ったように会として具体的な行動をとるとか発言するとかいうことではなくて、やはり皆さんがこうして一堂に集まっていますいろいろな話をする事によって人間的な高まりをつとめる、そしてまた個人的にいろいろな知識を交換し合って能力的にも高めていくという意味で司法の発展ということを考えていくべきであると思いません。

石田 賛成なんです、ただ司法の発展に寄与するといふことは何もないようになるけれども、私がさっき言ったように、いろいろな委員会をつくったり会合することによってお互いの立場を理解し合うということもあり得る。それから法曹三者が一本となつて、万博の文句じゃないけれども進歩と調和——いいことばだと思ふのですよ。それだ進歩と調和のために共通の問題もあると思ふのです。三者

以外の者に対して、たとえば大学なんか国会、白門会あたりをもっと押せば、補助金一億や二億円、すぐ違ふのですよそういう共通の問題で大いにお互いに相談し合つてやることがあると思ふのですよ。

山本 それでは、これをもって座談会を終らせて頂きます。

——了——





法曹一元雑感

衆議院常任委員会専門員
法務委員会調査室長

福山忠義

霞が関のスラム街に日弁連・在京三弁護士会がある。いやそれらの建物があるからスラムの観を呈しているのだと口の悪い奴がいう。最近霞が関周辺には、高度経済成長にもなつて高層建物が林立するようになったが、その中で今なお、粗末で古い小さな建物に固執している（させられている？）のをみるとあたかもその主人公達は旧態然たる状態のままに「居は心を移さぬ」姿勢のシンボルともうけとられる。

全国弁護士の過半数を占める在京弁護士会の権威のためにも立派な会館の建設に創意工夫をのぞみたい。たとえば判・検事・弁護士よりなるバー・アソシエーション的内容を含む総合会館のような。

権威・権力・国家権力という言葉は民主的社會ではいみ嫌われているように感じられるが、私は民主的社會のためにこそこれらの「権力」は不可欠のものだと思う。よく国家権力・警察権力から人権を守ろうなどといわれるがこんな言い方はおかしい。そこには論理の飛躍がある。国家権力・警察権力そのものとこれを乱用する例外的存在とを混同した言い方である。国家権力・警察権力は一般社會のためその平和と幸福を維持するため無謀なる強者より正しい弱者を保護するため欠くべからざる存在であり、当然のことである。

ところが最近の風潮をみると国家権力・警察権力そのものがいかにも悪そのものであるかのように進歩的学者或いはジャーナリストの間で扱われているように感じられるのはどうしたことであろうか、物質文明の発達にともない精神文明は退化しつつあるように思われるのは私のヒガメであろうか。

「法曹一元」の用語についてはその意義が一定していない。弁護士から判・検事をできる限り任用することとか、判・検事・弁護士の養成の第一段階を統一的行なうこと等の意義に用いられているが、理念ないし精神面について云えば、判・検事・弁護士の法曹三者が司法制度のない手としての共同の使命を自覚し、相互に他の職域を理解し尊重し合うとともにこれらの三者が親密感、一体感をもち三者一体となって司法制度の適正な運営に協力することとして理解されているようである。ところで臨時司法制度調査会が、法曹一元制度は、これが円滑に実現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度であるが、この制度が実現されるための基盤になる諸条件はいまだに整備されていない。従って現段階においては法曹一元の制度を念頭におきながら現行制度の改善を図るとともに、右の基盤の培養についても十分の考慮を払うべきである旨の答申が行われた。それから七年余を経たいまなお、その基盤の培養について法曹三者間に積極的な努力がなされていないようである。

現在の司法修習制度は出発点における法曹一元といわれているが、定年退職判・検事から弁護士になる数も少ない点からみれば終着点における法曹一元も存在し、近時は青壮年判・検事から弁護士になる数も必ずしも少なくない点から観れば法曹一元は終始実現されているといっても不自然ではない。

法曹三者間に相互不信があるといわれている個々のケースについて例外的に存在することは否定できないけれども、相互不信は一言にして云えば相互不知の間に存在するのである。わが中大法曹は幸にして同窓による親睦の集いであり、相互信頼で結ばれておるけれども比較的に身辺のこと以外には関心をもたない者が少なくない。

法曹一元の健全なる発展のため中大法曹の奮起を促したい。



大学問題特別委員会報告

委員長 堂野達也

母校中央大学（以下単に大学という）は、昭和四二年の学費値上反対問題を契機として、長期に亘って深刻な学園紛争をつづけているのを見て、学員として、母校の正常化と再建について、何らかの貢献をしたいとの強い要望が多数会員から提起された。昭和四四年度の石田寅雄幹事長の就任を機会に、この要望にもとづいて「大学問題特別委員会」を設置し、母校の紛争の原因を究明し、その真相を糺してこれが対策を樹立して、大学当局に対して強力な進言を行う方針が、幹事会において決定された。

第一回全体委員会は、昭和四四年七月二五日、日比谷松本楼で開かれた。委員総数五〇名（内訳、東弁二〇名、一弁、二弁各九名、裁判所関係六名、検察庁関係六名）当日正副委員長の選任と委員会の運営方針が協議された。委員長堂野達也、副委員長宮田光秀、荻野陽三、西山要が選任され、委員会の運営方針案は、正副委員長並びに執行部において協議の上提案することに決定した。なお、当委員会は、大学問題について専ら幹事長の諮問に答える建前であって、当委員会若くはその委員名をもって、外に向って意見を発表しないことを申合せた。その後、執行部等からの提案にもとづく検討の結果、当委員会の運営方針として、

一、紛争の原因 特に、1、常置委員会問題、2、学生会館問題、3、授業料値上問題、4、基本規定改正問題等
について究明すること

二、私立大学の存在意義とその特質Ⅱ学員の発言権について

三、紛争解決の方向

(イ) 大学機構改革について

(ロ) 学生参加問題

等について、実情調査をすると同時にこれが対策につき研究を進めることとなった。そこで先づ大学から各方面の人々を招いて、夫々の立場において紛争の原因を如何様に受取っているか、その他前記各問題点についての意見を求めることになった。小池理事との懇談を第一回として、爾後、金子理事長、後藤監事、嶋崎学長、白羽法学部長、小野事務局長、松身職員組合委員長、荻山学员会副会長等との懇談を重ねて、種々大学の实情について得るところがあった。ご多忙中当委員会の求めをいれてご出席頂いた諸氏に対し感謝の意を表する次第である。他方、委員会が研究を進めるに従って資料の集収が必要となり、事務局担当の阿部、繩稚、亀井の諸氏のご努力により、大学の研究教育問題審議会の第一資料……大学改革についての基本的姿勢、日本学術会議の大学問題特別委員会の中間報告、国立大学協の大学問題に関する調査研究の中間報告、大学の経済学部教授会の学内諸団体の動向、その他各大学の規本規定等入手して委員各位の研究に資した。この間、当委員会の裁判所関係者有志より「学校法人中央大学基本規定(案)」(これを吉永案と呼ぶこととなった)並びにその要綱が提出せられて討議の中心課題となってきた。

昭和四五年四月二二日の全体委員会において、今後大学改革に関する具体案を作成するについて、当委員会内に小委員会(一〇名位)を設置し、ここで成案を得ることにする方が適当であるとの意見の一致を見て、左記の一〇氏を小委員に選定した。

栄沢忠幸、本間崇、宮田光秀、鳥谷部武、木戸口久治、中津靖夫、吉永順作、浜秀和、保倉忠、竹村照雄

五月一五日第一回小委員会を開催し、栄沢忠幸氏を委員長に選任し、今後の審議を進めることとなる。これより先、大学においては理事長の諮問機関として、基本規定検討委員会が設置せられ、昭和四四年一二月一七日を第一回として、着々基本規定改正作業が始められていたので、小委員会としては、右検討委員会の審議に先行して、もっとも秀れた、しかも大学の理想と現実に合致すべき基本規定改正案を作成して、右検討委員会に提出すべきであるとの意見にもとづき、前記吉永案を中心に審議をすることとなった。その後、小委員会は資料の検討、大学の検討委員会委員との懇談等を経て、順次問題別の研究に入り学生参加問題、評議員会問題等について討論を交した。ところが偶々、昭和四五年一〇月八日附書面をもって、大学の基本規定検討委員会委員長大川博氏より中央大学法曹会幹事長宛に、現行中央大学基本規定改正の要否について、一一月三〇日まで意見を提出するよう求めてきたので、小委員会は急遽右期日までに、基本規定中の問題点について、中大法曹会の意見となるべき成案を得ることとして審議を進めることとなり、殆ど毎週委員会を開催してその検討を急いだ結果、「学校法人中央大学基本規定改正に関する検討事項」(資料1)並びに「学校法人中央大学基本規定改正に関する検討理由」(資料2)の各成案を得て、一一月三〇日の全体委員会と幹事会の合同会議、一二月九日の全体幹事会の各承認を得て、同月二六日石田幹事長名をもって、大学の基本規定検討委員会に提出した。

当委員会は、その設置の目的たる大学の紛争の原因をきわめ、その解決の方向について、未だ何らの具体的成案を示していないにかかわらず、既に、二年に近い期間を経過したので、この際当委員会の存続の要否について討議すべく、去る四月二三日全体委員会を開催したが、その席上において、大学問題を更に深く研究するために当委員会を存続し、今後の運営は、最近の総会にて選ばれる新執行部に一任すべしとの結論に達し、更に、五月六日の幹事会においてもこれを承認した。

最後に所感の一端を述べるならば、大学紛争の原因と経過と現状を見ると、現行の大学制度を改革することによって、大学の再建ができるであろうか疑問なきを得ない。大学紛争の原因は、今日の大学の存在自体を否定することによって発生したものと見える。学生も教授も、その他大学関係者も大学の存在価値を再認識し、学問研究の自由、大学の自治を尊重するはもとよりであるけれども、それぞれの地位における分野を逸脱して行動し、暴力をもって現体制を破壊せんとする如き行為を強く排げきし、人間形成のための教育を確立しない限り、大学の再建は期し得ないと考えざるを得ない。(四六・五・一一)

学校法人中央大学基本規定改正に関する検討事項

中央大学法曹会

一、総長問題について

現行の理事長・総長・学長の制度は存置すべきである。但し、総長・学長を一本化せよとの声もあるがその場合には現行の学長選任規定を安易に踏襲するのではなく、それぞれの職務・権限に鑑み、現行の各選任方法についての規定の趣旨を充分参酌した上、新たな選任方法を考案する必要がある。

二、理事について

事業理事を廃止して常任理事の数（複数を前提とする）及びその権限の範囲を明確にして強力なる執行機関を確立する必要がある。

三、評議員会について

評議員会が決議機関であるとの現行基本規定の原則を維持するとともに、私立学校法第四三条の趣旨をも明文化する必要がある。

四、学生参加について

授業に関する事項・修学環境の整備に関する事項・福利厚生に関する事項については学生の意見が取り入れられる制度の創設を検討すべきである。

五、教員について

教員について一定期間ごとにその適格性について審査する機関の設置を検討すべきである。

附記

前文の設置について

学校法人中央大学は、かねてから「質実剛健」をその校風とするといわれて来たが、その意味するところが必ずしも明確でなく、現代の学生の心を把えるに足りる魅力あるものとは言い難い面がある。そこで今回の基本規定の改正に当り、大学中央のもつべき雄大なるビジョンを盛り込んだ前文が作られ得たならばそれを基本規定に設置するべきであるとの小数意見が熱心に唱えられた。

〔資料 2〕

学校法人中央大学基本規定改正に関する検討理由

中央大学法曹会

一、総長問題について

今日、大学は益々マンモス化しつつある。法人業務の複雑多様化に伴い、教学面の事務内容も複雑化している。本学においては、中央大学創立の趣意に鑑み、社会に有用な人材を養成するべく、大学のほか、附属高校及び図書館、研究所を併置している。このような現状下にあつて、学校教育法第五八条第一項、第三項にいわゆる「学長」をどの様に理解するかは、所詮は呼称の問題であり、現行の総長が法人の教学面を主宰し、学長が又大学の校務を掌り、各自の

以上

責任を明確ならしめれば、複雑化する事務内容を能率的に処理することが可能なのであって、総長が法人の機関であるが故に大学の総括責任者となることが大学の自治に齎るなどということは全く形式論理の域を出るものではない。本学創立の趣意を生かして高校教育からの一貫性を重んじるためには、大学、高校を統轄する総長が存在すればよいのであって、何も学長の統督下に大学に高校を附属させなければできない筋合のものではないのである。要は、教学面の複雑化する事務内容に対処するべく学長のみならず、総長を存置させることが望ましいことこそあれ、無用のものということとはできないである。

仮に両者を一本化することもやむを得ないとすれば存置することとなる総長又は学長は、単に教学側の支持を得るばかりでなく、全学的な規模の母胎から選出されることが必要不可欠である。

二、理事について

事業理事や単数の常任理事を置くことは、経営面の独断専行を招く基となるので、大学のマンモス化に伴い複雑化する法人業務を円滑に処理するべく、複数の常任理事を置いて総務、財務そして学生部等を分掌し、権限と責任の範囲を明確にすることが望ましい。

二、評議員会について

複雑多様化する法人の業務の遂行は、衆知を集め且つ慎重なる手続を経て基本方針を決めることが必要でありそのためには他大学と同様現行の評議員会が決議機関として十二分にその機能を発揮することが望ましい。右の建て前をより実効あらしめるために私立学校法第四三条の趣旨を明文文化することがその職責を全うするためにも必要となる。

又、評議員の人数も、全国約二〇万の学員の代表を包括するためには少なすぎることはあっても決して多すぎはない。ただ、真に学員を代表する者を選出するための方法は今後検討する必要がある。

四、学生参加について

大学における学生の地位を、特別権力関係内で単に営造物を利用し、一方的に教育を受ける立場にすぎないと見るか、大学共同体の不可欠の構成員と見るかは別として、過去の学園紛争の根源には、現代の大学における学生生活に対する欲求不満が存することは否定できない事実であると思われるので、大学生活を送るに当たり、学生が最も身近に感じ又、本質的に学生の立場に密接な関係にあるカリキュラムの編成等授業に関する事項、修学環境の整備に関する事項、そして学生生活の福利厚生に関する事項については学生の希望に沿った方針に基くことが当然且つ望ましいところである。

五、教員について

大学の発展向上の源は、教授に人を得ることにある。しかして、検事、判事の例を引くまでもなく一定期間毎の適格審査を経ることは、教員の教育者乃至は学者としての自覚的な向上を促がす上からも不可欠である。

教育の待遇や研究環境の飛躍的充実改善をはかることを念頭におきつつ大学の自治の範囲内で右の適格審査を主に学問的見地からはかることは合理的である。

以上

昭和四五年度中央大学法曹会顧問役員名簿

(昭和四六年五月一〇日現在)

顧問(一七名)

岡 弁良	坂井改造	大山菊治	吉田 久	谷村唯一郎
竜前茂三郎	柏原語六	柴田甲四郎	山本政喜	三根谷実蔵

兼平慶之助 花井忠 富田喜作 檜橋渡 今井忠男

円山田作 山本清二郎

幹事長 石田寅雄 事務局長 繩稚登

副幹事長 赤坂正男 事務次長 本間崇

副幹事長 松井宣 事務次長 亀井忠夫

幹事 四〇名(◎印常任幹事一〇名)

東京弁護士会

赤坂正男 ◎堂野達也 神谷威吉郎 阿部三郎 戸田宗孝

高木茂 石田寅雄 石井嘉夫 内野経一郎 遠藤利一郎

◎山本忠義 ◎本間崇 ◎荻山虎雄 松島政義 ◎安藤章

◎太田常雄 浅見昭一 鈴木秀雄 小池金市 藤井光春

遠藤和夫 後藤英三 ◎繩稚登 原山庫佳 ◎馬越旺輔

篠原千広 ◎秋山邦夫 清水繁一 滝沢国雄 西村真人

津谷信治 石井芳光 ◎米田為次 佐伯弘 川島仟之助

亀井忠夫 紺野稔 田中万一 舟橋肇 千葉宗八

會計幹事 武山秀夫

幹事 一七名(◎印常任幹事四名)

第一東京弁護士会

斉藤岩次郎 大月和男 山下東太郎 倉田雅充 設楽敏男

宮田光秀 ◎齋藤素雄 依田敬一郎 藤井暹 ◎橋本三郎

◎吉本英雄 信部高雄 ◎入江正男 大塚喜一郎 小木貞一

向江璋悦 井出甲子太郎

會計監事 小田切 秀

幹事 一八名(◎印常任幹事四名)

第二東京弁護士会

石井一郎 大西保 ◎荻野陽三 小野田六二 大井勅紀

河村範男 笠井盛雄 ◎木戸口久治 齊藤兼也 坂本建之助

◎鈴木近治 高橋梅夫 ◎中津靖夫 野宮利雄 原田勇

松井宣 水本民雄 古山昭三郎

會計監事 近藤 三代次

幹事 一二名(◎印常任幹事三名)

裁判所

飯原一乘 ◎小川泉 ◎岡垣学 小野幹雄 糟谷忠男

石田実 ◎井上謙次郎 酒井雄介 大前邦道 浜秀和

兼築義春 村上幸太郎

幹事 一二名(◎印常任幹事三名)

檢察庁

◎河井信太郎 佐久間幾雄 岩下肇 ◎外村隆 佐藤忠雄

水原敏博 ◎保倉 忠 新井弘二 竹村照雄 田村秀策
 矢実武男

中央大学役員 (法曹会推せん分)

評議員 (順不同)

理事	岩下肇	八島三郎	松井宣	西山要	谷村唯一郎	小池金市	小木貞一	大山菊治	赤坂正男
監事	藤井暹	外村隆	竜前茂三郎	宮田光秀	橋本三郎	田中政義	小川泉	大塚喜一郎	磯部常治
後藤英三	小池金市	井出甲子太郎	木戸口久治	山本政喜	藤井暹	竹村照雄	齋藤素雄	岡田錫淵	石井一郎
			鈴木近治	山本清二郎	田中萬一	塚本重頼	清水繁一	岡弁良	石田寅雄
			寺尾正二	岡垣学	山本忠義	松島政義	堂野達也	富田喜作	川島任之助
								荻山虎雄	今井忠男

中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること。

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 二名

三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経てこれを委嘱する。顧問は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項および本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本会規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する総会の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うものとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会 四〇名

第二区 第一東京弁護士会 一八名

第三区 第二東京弁護士会 一八名

第四区 裁判所 一二名

第五区 検察庁 一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手續による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

要 望 書

私共は当面している中央大学の諸問題に対し、わが法曹会としては左記施策をとられますよう要望いたします。

記

一、法曹会内に大学問題特別委員会（仮称）を設け、法の秩序維持と大学自治の確立のため速やかなる調査、研究をなし、これが対策を幹事長に報告すること。（設置案別級のとおり）

二、幹事長はこれを全体幹事会、総会に付議し、更に会員の意見を加味しこれを以て中大法曹会の統一見解とされるよう手配賜りたい。

三、幹事長は右「統一見解」によって学員会の他支部に対する理解と協力を要請されたい。

四、評議員各位に対しても右統一見解に基く理解と協力を要請されたい。
五、大学の現状を正確に把握し、法曹会自身においてもこれら報告に基いて更に解決のための具体的活動をせられたい。右のとおり要望します。

昭和四四年四月三〇日

會員有志一同

中央大学法曹会

幹事長 今井忠男 殿

中央大学法曹会「大学問題特別委員会」設置案要綱

一、設立の趣旨

学館問題を起点として、発展したわが中央大学の長期且深刻なる学園紛争については、學員として誠に深憂に堪えないものがある。

われわれは、母校愛に基き、荒廃せる中央大学の正常化と再建を希求して止まない。よって、これが紛争の実相並にその真因をつまびらかにし、速やかに、法の秩序による大学自治の確立を目指し時宜に適したる対策を樹て、母校の興隆に寄与せんとするものである。

二、目的

当面する中央大学の諸問題について調査、研究をなし、前記趣旨に基く見解を法曹会幹事長に報告すること。

三、組織

委員は中大法曹会幹事会において、中大法曹会会員の中より

名を推薦し構成する調査、研究、起案のた

め若干名を幹事として委員中より互選することができる。

編集後記

本号はわが中大法曹会におけるはじめての会報である。これは石田幹事長はじめ執行部の熱意、大学の理事長、学長、学員会長ほか各執筆者のご協力の賜である。ここに、厚くお礼申し上げる次第である。

申すまでもなく、会報は情報社会における会組織の有力な武器であり、会員相互の意見交換の場でもあるので、頁数は少くとも年に三・四回は出したいと編集委員会で企画している。

岡、荻山両先生の創立時の回想は、われわれ後輩にとって参考になるし、八島先輩の判例研究会の提唱は大いに賛成で、できれば本会報にも利用させて頂きたい。また福山先輩の法曹一元論は弁護士会の主張と、いささか趣きを異にするが真意は理解できる。法曹一元の具体的推進をわが中大法曹でやってみては如何なものだろう。その意味でも、ご賛成が得られれば座談会などの開催を委員会で検討したい。

尚本号に、中大法曹会を広く会員にP・Rし理解して頂くために執行部と編集委員だけで、座談会を二回にわたりもったが、第一回目は準備不足でテープレコーダーしかなかったので、うまく再録できず、ために熱弁をふる

われた秋山邦夫君、鈴木秀雄君、市橋女史の話は残念ながら割愛させて頂いた、ここにお詫びする次第である。

本号編集に当っては繩稚事務局長はじめ事務局員の方々に、日弁連の事務局員岡田衡君、高千穂印刷の松村君に、大いにご協力を頂いた。ここに厚く謝意を表する。最後に、総会に間に合わせる時間の関係上、編集に当ってみぐるしい点や、誤字、脱字もみうけられると思うので、この点次号からもっとよくすることでご容赦の程を願います。
(編集委員長、山本、忠義記)

中大法曹 創刊号

昭和四六年五月二〇日 印刷
昭和四六年五月二六日 発行

(非売品)

発行人 石田寅雄

発行所 中央大学法曹会

文京区本駒込六一―一九

石田ビル二階気付

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二―二〇―一〇

電話(九五六)六五五〇・六五六四